

選挙時報

SENKYO-JIHO

第 65 卷 第 12 号

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（定数削減・一票の格差是正）について（上）……………佐々木 克之…(1)

平成27年分政党交付金使途等報告書の概要について……………谷神 普洋…(27)

1 平成28年度 理事会並びに研修会の概要（奈良市）	53
2 理事会の概況……………	55
3 新たに決定した公職選挙法等改正要望について（特別委員会の意見）……………	56
決 議……………	60

— 資 料 欄 —

参議院議員通常選挙 結果調（速報）その4	
総務省選挙部	
目次……………	(61)

全国市区選挙管理委員会連合会編

12

昭和二十七年十月七日第三三號郵便物承認
平成二十八年十月二十五日発行毎月回二十五日発行

選挙時報

第六十五卷

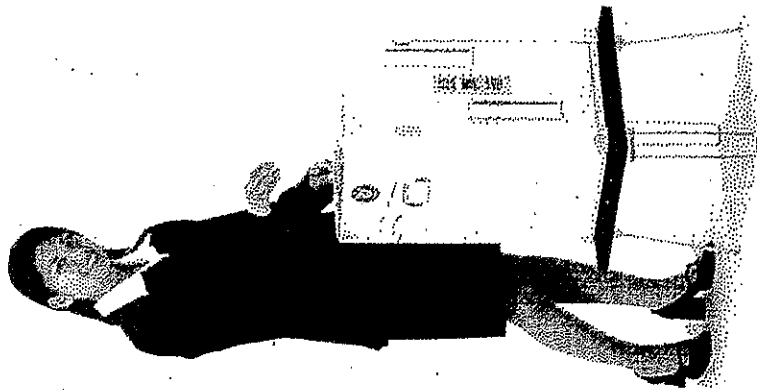
第十二号

定価（本体二七〇円プラス税・送料別）

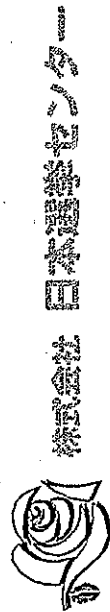
ISSN 0488-2814

選挙事務のお手伝い

- 選挙用品**
アルミ製投票箱 投票記載台
選挙用テーパー 開票台
投票用紙計数機
ビニールマット 他
- 選挙システム**
新投開票システム
期日前・当日投票システム 他
- 候補者交付物件**
候補者用表示物 証紙 証票 他
- 地方選挙早わかり**
- 介助用品**
スロープ・車椅子 他
- 広報関連用品**
懸垂幕 樹断幕 のぼり 表示板
自動車パネル たすき 腕章 他
- 啓発・ノベルティ**
ティッシュ、カイロ、うちわ 他
- 勲章・記念品**



新選挙カタログ
ELECTION & NOVELTY
※カタログの送付をご希望の際は
下記までご連絡下さい。



株式会社 日本選挙センター
www.senkyo-center.com

本社：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-34 TEL (03) 3294-5251
大阪：〒550-0004 大阪市西区朝本町2-5-15-901 TEL (06) 6446-0151
am-senkyo@senkyo-center.com

乙第1.1加附の1

自書式投票用紙読取分類機 TEL-LAC テラックCRS-WA

大幅なスピードアップ

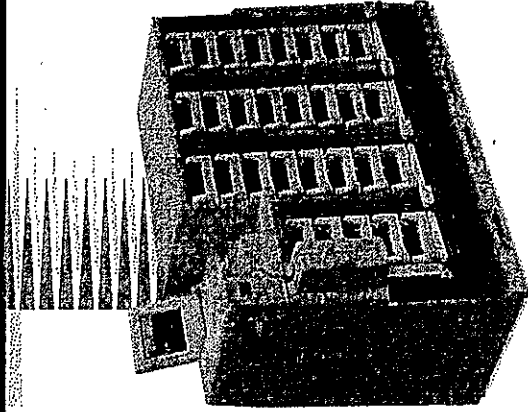
阿面スキヤナー搭載で天地表裏混合票もそのほか分類!
最大125段スタッカーで細分化処理
開票作業を一気にスピードアップします。

環境に配慮した省電力設計

消費電力は13段でわずか250W。
低消費電力を実現しました。

軽量コンパクトで簡単接続

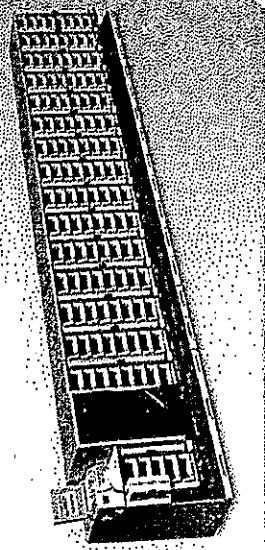
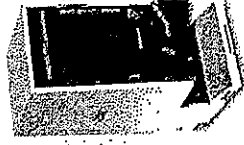
増設ユニットの重量は
1台あたり21kgと非常に軽量。
設置・取付は
職員の方が簡単にできます。



新機能オプション発売!

天地表裏反転ユニット
天地表裏反転ユニットで
開票分類がスピードアップ。

増設ユニット15台(125段スタッカー)+天地表裏反転ユニット
最大125段スタッカーで
圧倒的な細分化処理を実現。



株式会社
ムサシ

第一営業本部

〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36/TEL.03-3546-7769/HTTP://WWW.MUSASHI.CO.JP
【支店】札幌・仙台・北国庫・東京・東国庫・神奈川・名古屋・大阪・中四国・福岡 【営業所】新潟・北陸・茨城・群馬・栃木・群馬

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法 の一部を改正する法律 (定数削減・一票の較差是正) について (上)

山口県総合企画部

理事 佐々木 克之

(前 総務省選挙部選挙課理事官)

はじめに

衆議院議員の定数削減と衆議院選挙に係る一票の較差是正を図るための衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号。以下「改正法」(法案段階のものは「改正法案」という))が、第一九〇回国会(通常国会)において議員立法により成立した。

改正法は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法官判決及び平成二十八年一月十四日にされた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を十人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成三十二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、

あわせて平成二十七年の国勢調査の結果に基づく特別措置を講ずること等を内容とするものである。

本稿においては、改正法の制定経緯や内容等について説明を行うこととしたいが、文中意見にわたる部分は私見であることを予めお断りしておく。

二 改正法の制定経緯

1 衆議院選挙制度に関する調査会答申

(1) 答申に至るまでの経緯

平成二十四年十一月十四日の野田佳彦内閣総理大臣と安倍晋三自民党総裁（ともに当時）の党首討論を受けて、同月十六日、三党（民主・自民・公明）国会対策委員長合意において、衆議院議員の定数削減については、選挙制度の抜本的な見直しについて検討を行い、次期通常国会終了までに結論を得た上で必要な法改正を行うものとされた。

しかし、その後、「選挙制度に関する与野党実務者協議」において協議するも結論が得られず、平成二十六年六月十九日、衆議院議院運営委員会において、第三者機関「衆議院選挙制度

に関する調査会」（座長・佐々木毅前衆議院選挙推進協会会長、元東京大学総長）（以下「調査会」という。）の設置が決定された（なお、調査会の設置について、共産党、社民党は反対）。

調査会は、衆議院に置かれる衆議院議長の諮問機関であり、「現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）」「各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理」「一票の較差を是正する方途」「現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点」の四つの事項が諮問事項とされている。また、諮問事項に係る調査会の答申について、各党派は、これを尊重するものとされた（資料1参照）。

調査会は、平成二十六年九月十一日から平成二十八年一月十四日まで計十七回開催され、「衆議院小選挙区の一票の較差」「各選挙制度の利害得失、各党の選挙公約」「各党からの意見聴取」「小選挙区比例代表並立制の検証」「一票の較差についての最高裁判決（注・平成二十六年十二月十四日執行の衆議院議員総選挙に係る平成二十七年十一月二十五日の判決）」等を議題として議論が行われた。そして、平成

二十八年一月十四日、第十七回調査会において答申が決定され、同日、大島理森衆議院議長に答申が提出された。答申後の記者会見において、大島議長は、この五年の間に最高裁から三度の違憲状態判決（注・平成二十三年三月二十三日、平成二十五年十一月二十日及び平成二十七年十一月二十五日の各判決）が出ていることの重さを考えなければならず、各党のご理解を得て、この国会（注・第一九〇回国会）において結論を得るべく、最大限努力する旨述べている。

(2) 答申の内容

平成二十八年一月十四日に衆議院議長に提出された答申の内容は次のとおりである。なお、答申の各結論に至る経緯・理由については、衆議院ホームページや本誌第六十四巻第四号の資料欄に掲載されている答申の全体版を参照されたい。

1 衆議院議員の選挙制度の在り方
現行の小選挙区比例代表並立制を維持す

る。

ただし、制度の信頼性を確保するため、人口動態に合わせて、選挙区間の一票の較差、選挙区の区割りなどを定期的に見直す仕組みとする必要がある。その点からして、較差是正は喫緊の最重要課題である。

2 定数削減

(1) 現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。

(2) 一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。

(3) このことから、削減案を求められるとするならば、以下の案が考えられる。

① 衆議院議員の定数を十人削減して四百六十五人とする。

② 小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を六人削減して二百八十九人とし、比例代表選

の定数を四人削減して百七十六人とす
る。

3 一票の較差是正

(1) 小選挙区選挙

- ① 選挙区間の一票の較差を二倍未満とする。
- ② 小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。
- ③ 都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、(ア) 比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、(イ) 選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、(ウ) 都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、(エ) 一定程度将来にわたっても有効に機能しうる方式であることとする。
- ④ この諸条件に照らして検討した結果、都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商

の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式（いわゆるアダムス方式）により行うこととし、各都道府県の議席は、その人口を当該数値（除数）で除した商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数とする。

- ⑤ 都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。
 - ⑥ 大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差二倍以上の選挙区が生じたときは、衆議院議員選挙区画定審議会は、各選挙区間の較差が二倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとする。なお、この見直しについては、本来の選挙区の区画の見直しが十年ごとに行われることを踏まえ、必要最小限のものとし、都道府県への議席配分の変更は行わない。
- (2) 比例代表選挙

- ① 現行の十一ブロックを維持する。
- ② 各ブロックへの議席配分は、いわゆるアダムス方式により行う。
- ③ 各ブロックへの議席配分の見直しは、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。

4 現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方

選挙制度は、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していくべきものである。

憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「全国民を代表する」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民

主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。

答申においては、2の定数削減をいつ行うのか、また、3の一票の較差是正に関し、都道府県別（小選挙区選挙）、ブロック別（比例代表選挙）定数配分への「アダムス方式」の導入をいつの国勢調査から行うのが明確にされておらず、これらの点が答申を受けた各党間の議論の焦点になっていくのであるが、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における、平成二十八年四月二十六日の改正法案に係る参考人質疑において、調査会の佐々木座長（参考人）は、「答申は、最後の出口をどういうふうにするかはいろいろな問題をクリアできるかということについての回答をお書きしたという性格のものでございまして、そこまでどういう経過をたどってたどり着くのかということにつきましては、実は委員会の中で、これは政治のお話ですので我々がいろいろなことを申し上げるのはふさわしくないというのが共通

了解なものですから、移行期をどうするかということについては、実は何も書いていないわけでございます。それこそ国会の裁量にお任せをすべきだろうということでございます。」と答弁している。

2 平成二十七年国勢調査人口（速報値）の公表

平成二十八年二月二十六日、平成二十七年国勢調査人口（速報値）が公表され、これを受け、同日、衆議院小選挙区選挙の選挙区別人口や最大較差等の試算結果が公表された（詳細は、総務省ホームページや本誌第六十四巻第四号の資料欄に掲載されている報道資料を参照されたい）。

ここで、答申にあるように、小選挙区選挙の定数を六人削減して二百八十九人とし、比例代表選挙の定数を四人削減して百七十六人とした上で、アダムズ方式による都道府県別・ブロック別の定数配分を平成二十七年国勢調査人口（速報値）により試算すると、小選挙区選挙については「一九増十五減」、比例代表選挙については「二増六減」となり、平成二十七年国勢調査人口（速報値）の公表直後はこれらの増減数が報道されていた。な

二十二日、大島議長より全十一党（自民、民主、公明、維新、共産、おおさか維新、改革結集、生活、社民、こころ、新党改革）に対し、答申についての意見聴取が行われた。

各党における議論の主要な論点としては、①定数削減をいつの時点で行うか、②一票の較差是正に関し、都道府県別定数配分におけるアダムズ方式の採否及び採用する場合に同方式をいつの国勢調査から導入するか、ということであったが、①については、そもそも定数削減に反対している共産党、社民党以外の各党は、直ちに行うことで一致していた。なお、定数削減についての自民党のスタンスに関し、本意見聴取に先立つ二月十九日の衆議院予算委員会において、安倍総理が「平成二十七年国勢調査に基づき区割りの見直しを行う際に、あわせて十の削減を実施いたします。そして、平成三十二年の国勢調査まで先送りをするということは決してしない。これが自由民主党としての総裁としての私の方針でございます。この方針の上に党内において議論をしていただきたい。こう思う次第でございます。」と答弁している。

お、平成二十七年国勢調査人口（確定値）の日本国民の人口による計算では、小選挙区選挙については「七増十三減」、比例代表選挙については「二増五減」になる。ただし、後に説明するように、改正法においては、平成二十七年国勢調査人口に基づき行われる都道府県別・ブロック別の定数の増減は、小選挙区選挙にあつては「〇増六減」、比例代表選挙にあつては「〇増四減」で定数増は行われぬこと、また、定数配分の基準となる人口は当該国勢調査の結果による「日本国民の人口」であること等から、これら「九増十五減」や「二増六減」等は、改正法による都道府県別・ブロック別定数の増減数と直接関係するものではない。

3 各党における議論と衆議院議長による調整（報道等による）

答申が提出された平成二十八年一月十四日、大島議長は各党の代表者を集め、各党それぞれ答申について議論の上、一ヶ月後には方向性を示すよう要請した。

その後、各党において議論が行われ、同年二月

一方、②について、自民党は、アダムズ方式の採否は明言せず、都道府県別定数配分の方法について平成三十二年国勢調査までに党内においてさらに議論を重ねるとの立場、民主党及び維新の党は、都道府県別定数配分を平成三十二年国勢調査に基づきアダムズ方式により行った上で平成二十七年国勢調査に基づき選挙区の区割りをを行うとの立場、公明党は、平成二十七年国勢調査に基づき都道府県別定数配分及び選挙区の区割りをを行うとの立場で、各党の立場は分かれていた。

この点についての自民党のスタンスに関しては、その後、二月二十六日の衆議院総務委員会において、安倍総理が「答申の趣旨を現状に当てはめれば、アダムズ方式による、都道府県への議席配分の見直しを伴う大規模な選挙区の見直しについては、平成三十二年に行われる大規模国勢調査の結果により行われることとなるわけでありまして、今回の平成二十七年の国勢調査、すなわち中間年に実施される簡易国勢調査を受けて行うべきは、一票の較差を二倍以内とするための、都道府県内の選挙区の区画の見直しということになるものと考えております。答申には、制度の安定性を

勘案し、中間年には都道府県への議席配分を変更する大規模な選挙区の見直しは行わないこととしているのでありまして、今述べた考え方が答申の趣旨に合致するものと考えております。いずれにせよ、答申を尊重するという観点に立つて、自民党内において議論が取りまとめられるものと考えております。」と答弁している。

三月四日から八日にかけて、大島議長と全党（社民党は欠席）との個別協議が行われた後、同月十四日、大島議長は自民党の谷垣禎一幹事長らと会談し、アダムズ方式の導入について、週内に党の結論を出すよう求めた。これを受け、同月十八日、谷垣幹事長は大島議長に対し、アダムズ方式を平成三十二年国勢調査に基づき導入する方針を伝えた。

三月二十三日、大島議長は各党（自民、民主、公明、維新、おおさか維新）の幹部と個別に会談し、次のとおり指針（選挙制度改革についての思い）を示した。

- ・ 都道府県への議席配分については、アダムズ方式を導入
- ・ アダムズ方式による議席配分見直しは、十年

要が提示されたことを受け、両法案は、答申及び三月二十三日に自らが示した指針を尊重した内容であるとの認識を示した上で、翌週中に両法案を国会に提出し、議論を始めるよう要請した。

4 与党（自民党・公明党）案及び民進党案の国会提出

四月十五日、民進党より「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（今井雅人君外二名提出、衆法第二十五号）」（以下「民進案」という。）が、自民党と公明党の共同提案により「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（細田博之君外四名提出、衆法第二十六号）」（以下「自公案」という。）が、それぞれ国会に提出された。

両法案の概要（自公案は法律の概要）はそれぞれ資料2（自公案）及び資料3（民進案）のとおりであるが、両法案は、小選挙区六、比例代表四の定数削減を行う点、都道府県別・ブロック別の定数配分を十年に一度の大規模国勢調査に基づきアダムズ方式により行う点、簡易国勢調査時は都

この大規模国勢調査結果による人口に基づき実施

- ・ 定数の十減は、透明性のある方法で、小選挙区六、比例代表四を削減

・ 最高裁判決の要請と調査会答申の求めに応えることが肝要

なお、公明党は、前記のとおり、アダムズ方式による都道府県別定数配分は平成二十七年国勢調査に基づき行うべきとの立場であったが、ここに至って、「十年ごとの大規模国勢調査結果による人口に基づき実施」するという、この議長の指針とは両立し得なくなっており、同党として改めて検討を行うこととなった。

三月二十八日、大島議長は各党（自民、民進（注・民進党は、三月二十七日、党名を「民進党」に変更し、同日、維新の党と合併した）、公明、共産、おおさか維新）の幹部とアダムズ方式の導入時期について協議したが、各党の主張が折り合わなかったため、四月七日に再度協議した後、議長として最終的な判断をする考えを示した。

四月七日、大島議長は全党の幹部と協議し、その中で自民党及び民進党からそれぞれの法案の概

道府県別の定数配分は変更せず、選挙区間の較差が二倍以上となった場合に区割り改定で対応する点において共通していたが、アダムズ方式をいつの国勢調査から導入するかという点で異なっていた。

つまり、自公案は、平成三十二年国勢調査からアダムズ方式を導入することとする一方で、小選挙区選挙について、平成二十七年国勢調査に基づく措置として定数の六削減を行うが、その削減の対象となる都道府県は、同国勢調査に基づきアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たり人口の最も少ない都道府県から少ない順に六都道府県とすることとされた（いわゆる「〇増六減」）。その上で、次回見直し（平成三十二年国勢調査に基づく見直し）までの五年間を通じて較差が二倍未満となるように選挙区の区割りを行うこととしている。比例代表選挙についても、小選挙区選挙と同様の方法で、定数を四削減することとしている（いわゆる「〇増四減」）。

これに対し、民進案は、平成二十二年国勢調査からアダムズ方式を導入することとしており、定

数を六削減し、平成二十二年国勢調査に基づき削減後の定数(二百八十九人)をアダムズ方式により各都道府県に配分することとされた(平成二十二年国勢調査に基づき配分すると「七増十三減」)。その上で、平成二十七年国勢調査に基づき較差が二倍未満となるように選挙区の区割りをを行うこととしている。比例代表選挙についても、小選挙区選挙と同様の方法で、定数を四削減することとしている(平成二十二年国勢調査に基づき配分すると「二増五減」)。

また、自公案は、都道府県別・ブロック別の定数配分や各選挙区の基準となる人口について、国勢調査の結果による「日本国民の人口」を用いることとしており、この点も民進案と異なっていた。

5 国会審議

(1) 審議経過

自公案については、前記のとおり四月十五日に国会に提出された後、同月二十二日に衆議院本会議で趣旨説明・質疑が行われた。同日、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する

れ、賛成少数(四月二十七日の特別委員会では、賛成は民進、反対は自民、公明、共産、おおさか維新、翌二十八日の本会議では、賛成は民進、生活、反対は自民、公明、共産、おおさか維新、社民)により否決された。

なお、四月二十七日の衆議院の特別委員会においては、自公案に対し、次の内容の附帯決議(自民、民進、公明、おおさか維新による共同提案)を付することが決定されている。

「今日、我が国の社会は、人口動態を含め様々な要因により大きな変動期に入っている。このような中で、国会には、国権の最高機関として、その求められる役割は一層重要となり、国会を構成する国会議員の選挙制度の在り方を検討するに当たっては、時代の要請に対応できるよう、国会の改革を含め検討することが望ましい。

そこで、本改正案附則第五条に規定する選挙制度の見直しに際しては、一票の較差の是正、定数等の在り方の検討という課題への対応のみにとどまらず、国会の果たすべき役割といった立法府の在り方についても議論を深め、全國民

る特別委員会に付託され、趣旨説明が行われた。その後、同特別委員会において、同月二十五日に質疑、二十六日に参考人意見陳述・質疑、二十七日に質疑、討論及び採決が行われ、賛成多数(賛成は自民、公明、おおさか維新、反対は民進、共産)で可決された。翌二十八日の衆議院本会議においても賛成多数(賛成は自民、公明、おおさか維新、反対は民進、共産、生活、社民)で可決され、参議院に送付された。

参議院においては、五月十八日、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会において趣旨説明、質疑、討論及び採決が行われ、賛成多数(賛成は自民、公明、おおさか維新、元氣、反対は民進、共産)で可決された。同月二十日の参議院本会議においても賛成多数(賛成は自民、公明、おおさか維新、元氣、こころ、無所属クラブ、新党改革、反対は民進、共産、社民、生活)で可決され、法案は成立。その後、同月二十七日に公布された。

民進案については、衆議院の本会議及び特別委員会において、自公案と同じ日程で審議さ

を代表する国会議員を選出するためのより望ましい制度の検討を行うものとする。」

(2) 提案理由説明

四月二十二日の衆議院本会議において、提出者の細田博之衆議院議員(自民)から、次のとおり自公案の提案理由説明が行われている。

「衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差については、近年、平成二十三年、二十五年及び二十七年と三度にわたり違憲状態である旨の最高裁判所大法院判決が出されており、違憲状態の解消に向けた較差是正措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

また、平成二十六年六月十九日の衆議院議院運営委員会の議決に基づき議長のもとに設置された諮問機関、衆議院選挙制度に関する調査会においては、佐々木毅座長のもと、計十七回に及ぶ会議が開催され、衆議院小選挙区の一票の較差の問題や各選挙制度の比較考量、そして衆議院議員の定数削減等について、精力的かつ真摯に議論を行っていただきました。

その議論の結果を踏まえ、本年一月十四日に

同調査会の答申が議長に提出されました。自由民主党及び公明党は、この答申の内容を尊重する立場からそれぞれ検討を行い、議長の御指導のもと、両党の間で協議を重ねました。

このような経緯を経て、今後、両党は、最高裁判決及び調査会答申に沿って、衆議院議員の定数を削減するとともに、選挙状態の解消に向けた衆議院小選挙区に係る人口較差の是正措置を講ずることとした次第であります。」

(3) 主な論点についての提出者答弁

改正法の理解に資するよう、二連の国会審議における、主な論点についての自公案提出者の答弁を次のとおり整理しておく。

① 司法（最高裁判決）の要請に込んでいるか

平成二十七年十一月二十五日の最高裁判決では、国会の両議院の議員の選挙については、憲法上、議員の定数、選挙区、投票の方法その他選挙に関する事項は法律で定めるべきものとされ、選挙制度の仕組みの決定について国会に広範な裁量が認められていると、是正の方法についても国会は幅広い裁量

を有しているもので、国会が最高裁の判断を踏まえてみずから所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されているものと解される、さらには、合意の形成にさまざまな困難が伴うことを踏まえ、選挙制度の整備については、上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されると述べられているところでもあります。

権を有しているもので、国会が最高裁の判断を踏まえてみずから所要の適切な是正の措置を講ずることが憲法上想定されているものと解される、さらには、合意の形成にさまざまな困難が伴うことを踏まえ、選挙制度の整備については、上記のような漸次的な見直しを重ねることによってこれを実現していくことも国会の裁量に係る現実的な選択として許容されていると解されると述べられているところでもあります。

本法律案では、各都道府県への小選挙区定数の配分方式について、平成三十二年の国勢調査からアダムズ方式を導入することを法案の本則に明記しております。

また、平成二十七年の国勢調査に基づいて小選挙区の区割りを見直すこととしていますが、この区割り改定案の作成については、将来見込み人口を踏まえ、次回の平成三十二年大規模国勢調査に基づく見直しまでの五年間を通じて較差二倍未満となるように行うこととしております。

さらに、今回は、政治的決断として、平成

二十七年の簡易国勢調査の結果に基づいて、衆議院議員の定数十削減を先行して行うこととしていますが、その措置を含め、小選挙区間の一票の較差を二倍未満とするよう、規定を置いております。

したがって、以上の諸点を総合的に考慮した場合、本法律案は、国会の裁量権の範囲内における適切な立法措置であり、最高裁の判決に十分に込められるとともに、国民の信頼にもたえられるものとなっているものと考えます。（四月二十二日の衆議院本会議における塩谷立議員（自民）への細田博之議員（自民）の答弁）

② アダムズ方式の導入を平成三十二年国勢調査からとした理由

調査会答申において、議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うこととされております。一方で、どの大規模国勢調査から見直しを始めるべきか、その開始時点については明らかにされておられません。

現時点では、次回の直近の大規模国勢調査

は平成三十二年のものでありまして、成立した法律をあえて遡及適用することは例外的であることに鑑みまして、アダムズ方式を導入するのは平成三十二年の大規模国勢調査以降とするのが自然です。

また、こうすることは、制度の安定性を勘案するよう求める、議長が三月二十三日に示されたいわゆる大島議長の「思い」にも沿うものであります。

一方で、もし仮に平成二十二年の大規模国勢調査からアダムズ方式を導入したならば、次のような問題を生ずると指摘をしておきたいと思っております。

第一に、既に平成二十七年の簡易国勢調査の結果が出ているのに、あえて古い国勢調査の結果である数値を用いる合理性はあるのかという問題であります。

第二に、平成二十二年の大規模国勢調査の結果が出てから既に二回の総選挙を続けているにもかかわらず、その国勢調査の結果を用いて今回新たに定数を配分し直すとするならば、それにより従前と異なる定数を配分され

た都道府県の有権者を中心に、これら二回の総選挙の正当性や選挙された議員の地位に対し疑念を抱かせることになるのではないかと、いう問題を生じてしまう点であります。

第三に、平成二十二年の大規模国勢調査にさかのぼってアダムズ方式を即時に導入したとしても、四年後には次の大規模国勢調査が控えていることから、結局、立て続けに定数配分の見直しを行うことになってしまい、制度の安定性に欠けるという結果を招いてしまうという問題を生じてしまう点であります。

以上のことから、本法律案、自公案では、アダムズ方式を平成三十二年の大規模国勢調査以降に導入するとしたものであります。(四月二十二日の衆議院本会議における塩谷立議員(自民)への逸沢一郎議員(自民)の答弁)

③ 公明党がアダムズ方式の導入を平成二十七年国勢調査からとしていた当初の立場を変更した理由

公明党は、一票の較差についての最高裁判決が選挙時における選挙区間較差を基準とし

ている以上、平成二十七年に実施された直近の簡易国勢調査人口の結果に基づき、定数削減とアダムズ方式の導入を行うべきとの考え方を示してまいりました。

しかし、調査会答申においては、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入することとしているとともに、政党間の合意形成のため御尽力をされました大島議長も、「選挙制度改革についての思い」として、アダムズ方式の導入は、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行う方針を改めて示されました。

我が党といたしましては、議長のお考えに従って検討を行ったところ、現在の人口分布に最も近い平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づきアダムズ方式を導入すべきであると主張してきた立場からは、それよりも古い平成二十二年の大規模国勢調査を起点にアダムズ方式を導入することへの合理性は乏しいと考えております。

現に、平成二十二年と平成二十七年の国勢調査をもとにアダムズ方式によって都道府県

への定数配分を行った場合、定数配分の結果には違いが生じてまいります。にもかかわらず、あえて古い数値を用いて定数配分を行うことに合理性があるとは思えません。

また、平成二十二年の大規模国勢調査にさかのぼってアダムズ方式を導入したとしても、四年後の平成三十二年には次の大規模国勢調査が控えており、結局、立て続けに都道府県への定数配分の見直しを行うこととなり、選挙制度の安定性に欠けるのではないかと考えます。

加えて申し上げますと、与党案は、最高裁判決に定めるためにも、平成三十二年の国勢調査以降アダムズ方式を導入する旨を法案の本則に明記をしております。

また、調査会答申のもう一つのポイントである定数削減についても、政治的判断として、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づき、客観的なルールのもとで先行して行うことを法案に明記しており、十分に最高裁判決と調査会答申に応えた法案であると考えます。(四月二十二日の衆議院本会議における

笠浩史議員(民進)への北側一雄議員(公明)の答弁)

④ 定数削減の実施時期

答申を素直に読みますと、都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案して、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果に基づき行うべしとされております。

私ども、これを素直に読みますと、平成三十二年の最新の大規模国勢調査に基づいてマイナス十の削減を行うというのが自然であろうというふうに考えたわけでございますが、これとは別に、安倍総理・総裁の政治的な決断によりまして、定数削減については先送りをして、平成二十七年の簡易国勢調査に基づいて先行してこれを行うこととしたものでございます。

すなわち、定数削減ということについては、国民の皆さんとの約束を早期に果たすという判断をしたところでございます。(四月二十五日の衆議院の特別委員会における山下貴司議員(自民)への岩屋毅議員(自民)の答弁)

⑤ 小選挙区定数の六削減の方法を「〇増六減」とした理由

どのように減らすかということは立法府の裁量に委ねられているという前提のもとに、私ども、小選挙区の定数を六つ削減すること、それから、激変緩和のためにこの定数削減による影響を受ける都道府県を極力減らすべきだ、この二つの観点から検討を行いました結果、いわゆる〇増六減方式、すなわち、六つの都道府県について割り当てられた定数を一つずつ削減することとしたところでございます。(四月二十五日の衆議院の特別委員会における山下貴司議員(自民)への岩屋毅議員(自民)の答弁)

⑥ 「六減」の対象となる都道府県の選定方法

削減対象となる都道府県については、議長の示された「思い」に沿って、透明性のある方法、すなわち客観的に理解可能な具体的な方式を定めて選定する必要があります。

このような見地に立つて本法律案について見ますと、まず、平成三十二年の国勢調査以

また、これらの減員される六都道府県は、仮に今回定数削減をしなかったとしても、平成三十二年の議席配分の見直しの際に減員される都道府県となる蓋然性が極めて高いと考えられることから、見直しに伴う定数の削減幅を小さくするという観点からも合理的であると考えます。(四月二十二日の衆議院本会議における笠浩史議員(民進)への北側一雄議員(公明)の答弁)

⑦ 一人別枠方式が維持されているのではない

か
(前記①と回旨の答弁を行った上で)すなわち、自公案は、最高裁判決と衆議院選挙制度調査会の答申を踏まえ、平成三十二年には一人別枠方式を完全に解消することを明確にした上で、それに向けて漸次的に措置を講じていくものであります。(四月二十二日の衆議院本会議における笠浩史議員(民進)への細田博之議員(自民)の答弁)

⑧ アダムズ方式と一人別枠方式との違い

アダムズ方式は、各都道府県への小選挙区の定数配分を人口比例的に行う方式の一つで

降、大規模国勢調査に基づいてアダムズ方式により都道府県別定数配分を見直すことを区画審設置法の本則に明記しております。そうであれば、今回の定数削減措置を講ずるに当たっても、平成三十二年以降の定数配分方式であるアダムズ方式の考え方と基本的な方向性を同じくし、これと整合性のある方式によることが合理的であります。

そのように考えると、次のような方式が平成三十二年以降の定数配分方式と整合性があり、合理的ではないかと考えました。

まず、定数を六減した上で、かつ、平成二十七年の簡易国勢調査の結果に基づいて、仮にアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に、現行の定数よりも減員となる都道府県について議員一人当たり人口を算定し、次に、この算定の結果得られた各都道府県の議員一人当たり人口の少ないところ、これは一票の価値が重いところとございまして、そこから六都道府県を選びます。与党案では、この方式によることを条文中明記しております。

あり、各都道府県の人口をある除数で割り、商の小数点以下を切り上げた値を各都道府県の定数とする方式とさせていただきます。

このように、アダムズ方式では、人口比例的に定数を配分する計算過程で行われる切り上げの結果として、各都道府県に定数が少なくとも一つずつ配分されるものであり、最初に一つずつ配分する一人別枠方式とは基本的に考え方が異なるものであると申し上げたいと存じます。(四月二十二日の衆議院本会議における穀田恵二議員(共産)への逢沢一郎議員(自民)の答弁)

⑨ 比例代表選挙の定数配分にアダムズ方式を導入する理由

比例代表の定数配分方式につきましても、小選挙区の定数配分方式などと同様に、調査会の答申を尊重するという立場から、アダムズ方式を導入することといたしました。

また、結果といたしまして、アダムズ方式で定数を配分いたしますと、最も定数の少ない四国ブロックについて、現行定数の六をかなり長期間にわたり維持することができる見

込みであります。比例代表の持ついわゆる民意反映機能が維持されるものとなっていることを申し上げておきたいと存じます。(四月二十二日の衆議院本会議における榎田恵二議員(共産)への逢沢十郎議員(自民)の答弁)

⑩ 定数配分等の基準となる人口を「日本国民の人口」とした理由

最近、日本国民の人口が減少しているのに対しまして、外国人の居住者の数というのは増加をしております。そのため、定数配分の基準となる人口を日本国民に限るのか、あるいは外国人人口を含めた人口とするのかによって、都道府県別の定数や各選挙区間の較差に影響を与える可能性というものは以前にも増して高まっているのではないかとこのように考えております。

そもそも、国政選挙、国政の選挙におきましては、主権者たる国民の代表を選ぶ、こういうことをごさしまして、日本国民のみが国政選挙の選挙権を有する、これは憲法上も明らかなことをごさします。したがって、今

回、定数配分の基準となります人口は日本国民に限る、このような措置を講じさせていただいたものでございます。(四月二十五日の衆議院の特別委員会における國重徹議員(公明)への中野洋昌議員(公明)の答弁)

前回の平成二十二年国調でも、不明者と外国籍の者を合わせて二百七十万人もおられて、そして、外国人とはつきり記入された者が百六十五万人、国籍不明者でみずから申告していない者が百五万人でございます。そして、一番人口較差が大きいと言われている、今現状で較差の大きい東京二区においては、四万人ほどの人が当時、五年前でも外国人でございます。

したがって、その後の五年間、そして今後のことを考えますと、どんどん外国人労働者がふえてまいります。国勢調査で各アパートとかあらゆる建物で調査しますから、皆さん答えられる。そうすると、これがこれだけの人数にとどまらず、今後もどんどんふえる可能性がある。

しかし、日本国民でございせんから、国政に参加する権利は保障されな。ほかの権利はいろいろ、医療とか年金、雇用とかそういうものはきちつとやらなきやいけません。が、この人口較差という問題について言えは、はつきりと日本国民の人数が較差に反映されなければおかしいということで、今回盛り込んだような次第でございます。(四月二十七日の衆議院の特別委員会における藤井比早之議員(自民)への細田博之議員(自民)の答弁)

⑪ 「日本国民の人口」の算出方法

今までは、三分の二ほどの方は国籍を書いておりません。いろいろな事情があるかもしれない。書きたくない方もおられるでしょう。

したがって、明確に誓った方の数字はやはり国調人口から除外して、これは較差の計算のための便宜でございますので。そうしないと、例えば東京二区で五万人も外国人の方がおられるのに、その五万人が上乘せされていきますから、六十何万人という数字が出ていま

すけれども実は五十八万人であるという場合には較差是正に大きな影響がありますので、そういう意味で今、指示をしているところでございますし、法律が通ればそのように作業が行われるということでございます。

ほかの福祉とかその他雇用とか、そういうものはもちろんちゃんと国政、行政が対応すべきでございますが、これは国会議員の投票に限ってそのような扱いをすることが、一票の較差という意味では妥当な措置だと考えております。(四月二十七日の衆議院の特別委員会における玉城デニ議員(生活)への細田博之議員(自民)の答弁)

⑫ 改正法に基づく選挙区で選挙を行える時期

仮に、今国会で衆参両院で通過をして、そして区画の審議会、区割り審に諮問が行われた場合には約一年かかるわけで、法律上は一年以内、だから、来年の春、答申が出ます。そうすると、今度は、公選法附則に、全ての変える選挙区の、何々県何々区は何市と何郡何町であると、これは全部別表で変えなきやいけませんので、そういう公選法を出しまし

「衆議院選挙制度に関する調査会」について

一、調査会の設置

衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関を置く。

二、構成

- 1 調査会は、委員15名程度をもって組織する。
- 2 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長がこれを委嘱する。

三、諮問事項

- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
- 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
- 3 一票の較差を是正する方途
- 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

四、運営

議院運営委員長はオブザーバーとして陪席し、各会派の代表は求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。

五、答申

- 1 調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を集約し議長に答申する。
- 2 各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。
- 3 答申の時期については、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考慮し答申願う（従って、答申が累次のものとなることも予想される）。

で、これが速やかに通れば、それから一カ月で施行する。だから、最短であれば、今から見ると、一年ぐらいの、来年の通常国会の間にとっています。

だから、次の大規模国調の結果については五年後に速報値が出ますから、それから一年かかる、六年後になる、こういうことだと思います。（四月二十五日の衆議院の特別委員会における本村賢太郎議員（民進）への細田博之議員（自民）の答弁）

⑬ 影響する選挙区数

お尋ねは、自公案で〇増六減をやったときに区割り変更がされる可能性のある選挙区はどのくらいあるかということでございますが、おおよそ八十選挙区から九十選挙区程度ではないかと思っております。

内訳は、人口の最も少ない都道府県、これは鳥取県でございますが、ここで二・六減の対象となる都道府県の区域内の選挙区で二十七、鳥取二区よりも議員一人当たりの人口の少ない選挙区及びその隣接選挙区で十、格差二倍未満基準に適合しない選挙区でおおよそ

十七、その隣接選挙区で二十六、これを足しますと八十二になります。これはあくまでも試算でございますので、九十ぐらまでふえる可能性があるのではないかと思っております。（四月二十七日の衆議院の特別委員会における藤井比早之議員（自民）への岩屋毅議員（自民）の答弁）

（次号へ続く）

資料2 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律 概要

一 区画審設置法改正関係（小選挙区へのアダムズ方式導入）

- 1 都道府県別定数配分は、いわゆる「アダムズ方式」により行う。
（区画審設置法3条2項）
- 2 「アダムズ方式」による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、10年に1度の大規模国勢調査でのみ行う。（区画審設置法3条3項）
※ この「アダムズ方式」導入に係る改正については、「公布の日から施行する」としており、施行後直近の大規模国勢調査である平成32年国勢調査から適用されることとなる。（附則1条本文）
- 3 2の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、教差が2倍以上となったときに区割り改定で対応する。（区画審設置法3条3項・4条2項）
- 4 2及び3に係る報告は、国勢調査の速報値が官報で公示された日から1年以内に行う。（区画審設置法4条1項・2項）
- 5 各選挙区の人口について、「日本国民の人口」に限る。（区画審設置法3条1項）

二 公職選挙法改正関係（定数削減、比例ブロックへのアダムズ方式導入）

- 1 衆議院議員の定数を10減する（小選挙区6減、比例代表4減）。
（公選法4条1項）
- 2 比例ブロックの定数配分についても、いわゆる「アダムズ方式」により行うことを明記する。
（公選法13条7項）

三 附則関係（平成27年国勢調査に基づく小選挙区の0増6減、比例代表の0増4減に係る措置、見直し条項、施行期日）

- 1 小選挙区定数6減の対象県は、平成27年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員1人当たり人口の最も少ない都道府県から順に6県とする旨のルールを明記する。
（附則2条2項1号）

衆議院選挙制度に関する調査会 委員名簿

座長	委員	職
佐々木 隆	明	明るい選挙推進協会会長、元東京大学総長
荒木 毅	富良野商工会議所会頭	
岩崎 美紀子	筑波大学教授	
大石 真	京都大学教授	
大竹 邦美	地域社会ライブラリアン協会理事、元衆議院調査室長	
加藤 淳子	東京大学教授	
荻野 稔人	津田塾大学教授	
櫻井 敏子	学習院大学教授	
佐藤 祐文	横浜市会議員、前横浜市会議長	
曾根 泰教	慶應義塾大学教授	
並木 泰宗	日本労働組合総連合会政治局局長	
平井 伸治	鳥取県知事	
堀籠 幸男	慶應義塾大学特別招聘教授、元最高裁判事	
山田 孝男	毎日新聞社特別編集委員	

資料3 衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の概要

第一 衆議院議員の定数削減
衆議院議員の定数を10人削減し、小選挙区選出議員の定数を289人、比例代表選出議員の定数を176人とすること。(公職選挙法4条1項関係)

第二 一票の較差の是正
衆議院議員の小選挙区に係る一票の較差是正〔平成22年及び平成27年国勢調査から実施〕

1 いわゆる大規模国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、都道府県への議席配分方式は、いわゆる「アダムズ方式」とすること。

2 いわゆる簡易国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、都道府県間の較差が2倍以上となった場合に限り、改定案の作成及び勧告を行うものとする。

3 平成22年の国勢調査の結果に基づいて、削減後の定数(289人)を「アダムズ方式」により都道府県に配分した上で(いわゆる「7増13減」)

〔別図1参照〕、平成27年の国勢調査の結果に基づいて都道府県内の小選挙区の改定案の作成及び勧告を行うものとし、当該勧告は、この法律の施行日から1年以内においてできる限り行うものとする。

(改正法附則関係)

第二 衆議院議員の比例代表ブロックに係る一票の較差是正〔平成22年国勢調査から実施〕

1 各ブロックへの定数配分方式は、いわゆる「アダムズ方式」とすること。

※ 定数配分の見直しは、現行どおり、いわゆる大規模国勢調査の結果による。

2 平成22年の国勢調査の結果に基づいて、削減後の定数(176人)を、「アダムズ方式」により各ブロックに配分すること。(いわゆる「1増5減」)

〔別図2参照〕(公職選挙法別表第二関係)

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一及び第二の二は、平成22年及び平成27年の国勢調査の結果に基づく区割り改定法の施行日から施行すること。

二 見直し

この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するため

の望ましい選挙制度の在り方については、不漸の見直しが行われるものとし、

この見直しにおいては、「特に人口が急激に減少している地域の民意を適切

に反映させることに留意するとともに、更なる国会議員の定数削減を図るよ

う努めるものとする」旨の検討事項を置くこと。

2 平成27年簡易国勢調査に基づく改定案の作成については、各小選挙区の人口に関し、将来見込人口を踏まえ、次回の見直し(平成32年大規模国勢調査に基づく見直し)までの5年間を通じて較差2倍未満となるように区割りを行う。

3 2に係る勧告は、この法律の施行の日から1年以内においてできる限り速やかに行う。(附則2条4項)

4 比例定数4減の対象ブロックについても、平成27年簡易国勢調査に基づき「アダムズ方式」によりブロック別定数を計算した場合に減員対象となるブロックのうち、議員1人当たり人口の最も少ないブロックから順に4ブロックとする旨のルールを明記する。(附則3条1号)

5 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、不漸の見直しが行われるものとする旨の検討事項を置く。(附則5条)

6 この法律は、公布の日から施行する。ただし、二に係る規定については、平成27年の国勢調査の結果に基づいて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行う法律の施行の日から施行する。(附則1条)

1 各都道府県の区域内の小選挙区の数の増減

※下線部分が増減対象選挙区

北海道	12	(現行 12)	青森県	3	(現行 4)	岩手県	3	(現行 4)
宮城県	5	(現行 6)	秋田県	3	(現行 3)	山形県	3	(現行 3)
福島県	5	(現行 5)	茨城県	7	(現行 7)	栃木県	5	(現行 5)
群馬県	5	(現行 5)	埼玉県	16	(現行 15)	千葉県	14	(現行 13)
東京都	28	(現行 25)	神奈川県	19	(現行 18)	新潟県	5	(現行 6)
富山県	3	(現行 3)	石川県	3	(現行 3)	福井県	2	(現行 2)
山梨県	2	(現行 2)	長野県	5	(現行 5)	岐阜県	5	(現行 5)
静岡県	8	(現行 8)	愛知県	16	(現行 15)	三重県	4	(現行 5)
滋賀県	3	(現行 4)	京都府	6	(現行 6)	大阪府	19	(現行 19)
兵庫県	12	(現行 12)	奈良県	3	(現行 4)	和歌山県	3	(現行 3)
鳥取県	2	(現行 2)	島根県	2	(現行 2)	岡山県	5	(現行 5)
広島県	6	(現行 7)	山口県	4	(現行 4)	徳島県	2	(現行 2)
香川県	3	(現行 3)	愛媛県	3	(現行 4)	高知県	2	(現行 2)
福岡県	11	(現行 11)	佐賀県	2	(現行 2)	長崎県	3	(現行 4)
熊本県	4	(現行 5)	大分県	3	(現行 3)	宮崎県	3	(現行 3)
鹿児島県	4	(現行 5)	沖縄県	3	(現行 4)			

2 比例代表選挙区の定数の増減

※下線部分が増減対象選挙区

北海道	8人	(現行 8人)	東北	13人	(現行 14人)
北関東	19人	(現行 20人)	南関東	22人	(現行 22人)
東京圏	18人	(現行 17人)	北陸圏	11人	(現行 11人)
東海	20人	(現行 21人)	近畿	28人	(現行 29人)
中国	11人	(現行 11人)	四国	6人	(現行 6人)
九州	20人	(現行 21人)			

平成二十七年分政党交付金使途等報告書の概要 について

総務省自治行政局選挙部政党助成室

助成第一係長 谷 神 善 洋
(併)助成第二係長

はじめに

平成二十八年九月二十三日付の官報において、総務省は平成二十七年分の政党交付金使途等報告書の要旨を公表した。

これは、政党交付金又は支部政党交付金の交付を受けた政党及び政党の支部並びに解散支部が、政党助成法(以下「法」という。)第十七条第一項、第十八条第一項又は第二十八条第一項、第二十九条第一項の規定により、交付金を受けた年の十二月三十一日現在(解散した政党や支部にあつては、解散の事実が生じた日現在)で記載をし、その後提出した使途等報告書につい

て、法第三二条の規定に基づきその要旨を公表したものであり、制度開始から今回で二十一回目の公表となる。

本稿では、平成二十七年分使途等報告書を提出した各政党及び政党支部の使途の状況について、前年の状況との比較を中心としたその概要について述べていくことにする。

なお、文中の政党交付金及びその支出等に関する金額の単位は、十萬円の位を四捨五入して百万円単位で表している。

文中における意見等は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

選挙時報

SENKYO-JIHO

第 66 卷 第 1 号

年頭に臨んで	大泉 淳一	(1)
衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(定数削減：一票の格差是正)について(下)	佐々木 克之	(4)
アメリカ合衆国・オレゴン州の選挙管理制度とその運用	松本 俊太	(20)
— 資 料 —		
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行について(通知)		(36)
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の概要		(42)
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律要綱		(43)
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律		(48)
公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律 新旧対照条文		(70)
公職選挙法の一部を改正(実習生洋上投票)する法律要綱		(71)
公職選挙法の一部を改正(実習生洋上投票)する法律		(71)
公職選挙法の一部を改正(実習生洋上投票)する法律 新旧対照表		(72)
☆お知らせ 選挙時報購読についてのお問い合わせ		(35)

全国市区選挙管理委員会連合会編

昭和二十九年五月二十五日発行(毎月二回二十五日発行)
昭和二十七年十月七日第三種郵便物承認

選挙時報

第六十六卷

第一号

定価(本体七〇円プラス税・送料別)

昭和二十九年五月二十五日発行(毎月二回二十五日発行)
昭和二十七年十月七日第三種郵便物承認

選挙事務のお手伝い

選挙用品

アルミ製投票箱 投票記載台
選挙用テーブル 開票台
投票用紙計数機
ビニールマット他

選挙システム

新投開票システム
期日前・当日投票システム 他

候補者交付物件

候補者用表示物 証紙 証票 他

地方選挙早わかり

紹介用品

スロープ・車椅子 他

広報関連用品

懸垂幕 機断幕 のほり 表示板
自動車パネル たすき 腕章 他

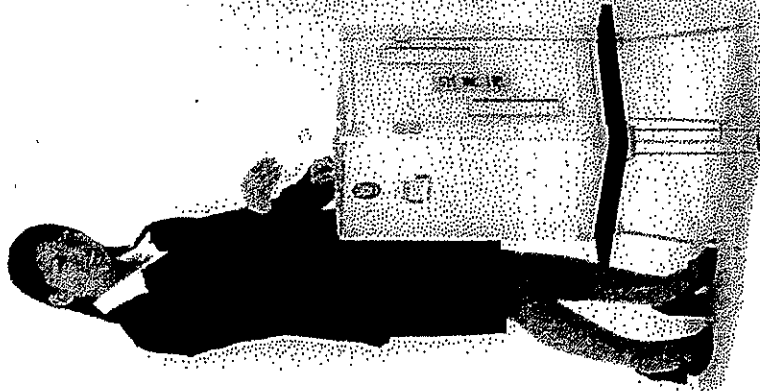
啓発ノベルティ

ティッシュ、カイロ、うちわ 他

勲章・記念品

新選挙カタログ
ELECTION & NOVELTY

※カタログの送付をご希望の際は
下記までご連絡下さい。



株式会社 日本選挙センター

www.senkyo-center.com

本社：〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-34 TEL(03)3294-5251
大阪：〒550-0004 大阪市西区本町2-5-15-901 TEL(06)6446-0151
am-senkyo@senkyo-center.com

ISSN 0488-2814

乙第11加詳の2

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律（定数削減・一票の較差是正）について（下）

山口県総合企画部

理事 佐々木 克之

（前 総務省選挙部選挙課理事官）

一 はじめに

二 改正法の制定経緯

- 1 衆議院選挙制度に関する調査会答申
- 2 平成二十七年国勢調査人口（速報値）の公表
- 3 各党における議論と衆議院議長による調整（報道等による）
- 4 与党（自民党・公明党）案及び民進党案の国会提出
- 5 国会審議

（以上 前号）

三 改正法の概要

1 衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正

（改定案の作成の基準）

第三条 前条の規定による改定案の作成は、各選挙区の人口（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日

本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）の均衡を図り、各選挙区の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上とならないようにすることとし、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

※ 条文は改正法による改正後のものである（以下同じ）。

前記二五③④で記した趣旨により、各選挙区の人口は、最近の国勢調査の結果による「日本国民の人口」とされている。この「日本国民の人口」は、同④で記した立法者意思（明確に（外国籍を）普いた方の数字はやはり国調人口から除外）によれば、国勢調査人口の総人口から外国人人口を差し引いた人口を用いることになるものと考えられ、今般の平成二十七年国勢調査人口の公表スケジュールで言えば、「外国人人口」は国勢調査人口の確定値公表の時点（本年十月）で判明することになる。

なお、第三条第一項において、改正前は「二以上とならないようにすること」を基本とし、とあったのが、「二以上とならないようにすることとし」

とされたのは、調査会答申において「選挙区間の一票の較差を二倍未満とする。」（前記答申3①）①、「各選挙区間の較差が二倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとする。」（同④）とされ、これを受け、後述の第四条第二項において、簡易国勢調査時における区割り改定案の勧告実施の要件として「二以上となったときは」と規定されているところ、これらとの整合を図ろうとしたものと考えられる。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（二未満の端数が生じたときは、これを二に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（二未満の端数が生じたときは、これを二に切り上げるものとする。）とする。

いわゆる「アダムズ方式」の計算式を規定したものである。「次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては」とあるので、都道府県別定数の再配分をアダムズ方式により行うのは、十年ごとに行われる大規模国勢調査（第四条第一項）に基づく区割り改定においてである。改正法は平成二十八年五月二十七日に施行されたので（改正法附則第一条）、改正法施行直後の大規模国勢調査は、平成三十二年国勢調査ということになり、アダムズ方式は同国勢調査から導入されることになる。

「アダムズ方式」とは、人口比を用いた選挙区の定数配分方式の一つであり、米国内閣の各州への議席配分を巡る議論の中で、第六代大統領を務めたジョン・クインシー・アダムズ氏が提唱したとされる。衆議院小選挙区選挙における都道府県別定数配分に当てはめて言えば、各都道府県の人口をある除数 a で除し、その商の小数部分を切り上げた数を各都道府県の定数とするものである。ここで除数 a は、その除数で各都道府県の人口を除した場合に、その商の小数部分を切り上げた数の合計が総定数に一致することとなる除数である。

れば、必然的に小数点以下の端数が生じる。そこで、この小数点以下の端数をどう処理するか、すなわち、それを切り上げるか切り捨てるか、切り上げるあるいは切り捨てるとすればその境界をどこに求めるか、という問題が残るが、この点についての考え方の違いによって、アダムズ方式など複数の配分方式が生じることになる。

調査会においては、このような複数の配分方式（九方式）についての試算を踏まえ、前記答申③(1)③にある諸条件に照らして検討された結果、ラウンズ方式（基数方式）とアダムズ方式（除数方式）が望ましい方式であるとされたが、ラウンズ方式については、アラバマのパラドックス（総議席が増えると割当議席が減少する地域が生ずること）や人口のパラドックス（人口が増えたのに割当議席が減少する地域が生ずること）などの基数方式に共通する、説明の困難な逆転現象が生じる可能性があることを踏まえ、前記諸条件に照らして総合的に検討した結果、最終的にアダムズ方式がより望ましいとされ、これを受け、旧第三条第二項に代わる新たな定数配分のルールが改正法により規定された（答申全体版「結論に至った経

る。

小選挙区選挙における都道府県別定数配分のルールについては、従前、一人別件方式として、衆議院議員選挙区画定審議会設置法旧第三条第二項に定められていたが、平成二十三年三月二十三日の最高裁判決において、同方式が、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因であつて、もはや合理性が失われたと指摘されたことから、同項は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差を緊急に是正するための公職選挙法及び衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十五号）（以下「平成二十四年の緊急是正法」という。）により削除された。同項で定められていた都道府県別定数配分のルールは、小選挙区選挙の定数のうち四十七人をまず各都道府県に一人ずつ均等配分し、残余の定数を人口に比例して各都道府県に配分するというものであり、この残余の定数の各都道府県への比例配分の方式には、ヘア式最大剰余法（基数方式）が用いられていた。

そもそも議員定数という限られた数値を、様々な人口規模をもつ四十七都道府県に配分するとす

緯・理由」四頁〜七頁参照。

この点に関し、本年四月二十六日の衆議院の特別委員会における、改正法案に係る参考人質疑において、調査会の佐々木座長（参考人）は、「結局、いろいろな方式を横に並べてみまして、無前提にこれでいこうという議論はなかなか成り立たないわけでございまして、日本の実情に鑑みた形で、いろいろなその効果というものを比較した結果としてアダムズ方式を選んだということでございます。ですから、比較考量という面が入っているとと思います。」

ですから、これも、もし何が非常に不都合なことが起こるといふことであれば、いずれまた考えなきやいかぬかもしれませんが、しかし、少なくとも選挙区間の較差の問題じゃないものですから、選挙区間の較差は、これは区割りの問題になってしまいますので、アダムズ方式で都道府県への配分はコントロールする、その上で、さらに選挙区間の区割りをきちっとやるということが行われる限りにおきましては、私は、ある程度の時間は維持できるものではないかと考えたわけでございます。」と答弁している。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

「次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては」とあり、大規模国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる簡易国勢調査（第四条第二項）に基づく区割り改定においては、都道府県別定数の再配分は行わないとするものである。この点に関しては、答申の全体版において「簡易国勢調査の結果に基づく例外的な選挙区の区画の見直しについては、選挙区の安定性の見地から本来は十年ごとに見直しを実施されることを踏まえ、必要最小限の範囲で行うこととし、都道府県への議席配分の変更は行わないとともに、較差二倍未満を達成するために必要な関係選挙区のみを見直しにとどめることが適当である。」（結論に至った経緯・理由「八頁」とされている。

あるが、「各選挙区の人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは、…勧告を行うことができる」としていた改正前の規定と比べると、勧告実施の要件が明確化されるとともに、要件が具備された場合の勧告実施を義務づけることとしている。同項は答申の3（1）⑥を受けたものであるが、答申の全体版において「審議会が作成する選挙区の改定案では、各選挙区間の較差を二倍未満とするのは当然として、次の選挙区の改定時期である大規模国勢調査までの十年間にわたり、較差二倍未満が維持されることが期待される。しかしながら、…較差二倍以上の選挙区の存在は認められないとの立場を堅持するとすれば、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差二倍以上となる選挙区が生じたときは、選挙区の改定を十年ごとに行う原則に対する例外として、同審議会に較差二倍以上の解消のための改定案の作成を義務づけるよう定めることが適当である。」（結論に至った経緯・理由「八頁」とされている。

また、この点に関し、調査会の佐々木座長は、本年四月二十六日の衆議院の特別委員会（参考人

（勧告の期限等）

第四条 第二条の規定による勧告は、国勢調査（統計法第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、審議会は、各選挙区の国勢調査（統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に、第二条の規定による勧告を行うものとする。

第四条第一項は、大規模国勢調査に基づく区割り改定について規定したものであり、今回、特段の改正はない。

一方、今回改正された同条第二項は、簡易国勢調査に基づく区割り改定について規定したもので

質疑）において、「都道府県への議席配分は変更せず、その内部の区割りの見直しによって較差を縮小するよう努力、これはかなり義務づけ的な規定を調査会としてはできればお願いしたいというふうに思ったわけでございます。この意味は、できればそのようなことが起こらないように最初に区割りをしてもらつと大変ありがたいという気持ちも背後にありまして、そのような選挙区の改定案を区画審に作成してもらいたいというのが我々の期待でありますので、必ず五年ごとに大規模な区割りの見直しを行うことをア priori に義務づけるという趣旨ではないことを御理解賜りたいと思っております。」と説明している。

なお、第四条第一項及び第二項とも、勧告の期限は「国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内」、すなわち速報値公表の日から一年以内とされている。

2 公職選挙法の一部改正

(議員の定数)

第四条 衆議院議員の定数は、四百六十五人とし、そのうち、二百八十九人を小選挙区選出議員、百七十六人を比例代表選出議員とする。

2.3 (略)

調査会答申を受けて、総定数(改正前は四百七十五人)の十減、内訳として、小選挙区選出議員の定数(同二百九十五人)の六減、比例代表選出議員の定数(同百八十人)の四減を行うものである。

なお、削減後の総定数である四百六十五人については、「大正十四年に男子による普通選挙が実現して以降、最も少ない数」(答申全体版「結論に至った経緯・理由」三頁)であり、また、小選挙区選挙と比例代表選挙の定数については、「現行制度発足時の両者の定数の割合(三百人対二百人)により削減」(同)されている。

れる。

7 別表第二は、国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。)の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口(最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。)を比例代表基準除数(その除数で各選挙区の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。))の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。)で除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。)とする。

比例代表選挙のブロック別定数配分についても、小選挙区選挙と同様、十年ごとの大規模国勢調査に基づきアダムス方式により行うことを定めたものである。

(衆議院議員の選挙区)

第十三条 衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区は、別に法律で定め、各選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

2.3.6 (略)

「別表第一」が「別に法律」に改められているが、ここにおいて別の法律とは、今後、改正法附則第二条に基づき、衆議院議員選挙区画定審議会(以下「審議会」という。)により区割り改定の勧告が行われた後、当該勧告を受けて政府が国会に提出する区割り改定法を想定しているものと考えられる。つまり、改正法附則第一条ただし書により、第十三条第一項は「第十三条第一項に規定する法律の施行の日」(一部施行日)、すなわち区割り改定法の施行日から施行することとされ、その時点においては、現行の別表第一に規定する選挙区の区割りではない、改定後の新たな区割りが有効になっていることから、改正法の制定時においては、いったん同表の「削除」という形をとっておき、今後、区割り改定法が制定される際に、新たな別表第一を定めることとされたものと考えら

これに相当する従前の規定については、改正法による改正前の公職選挙法別表第二の末尾において「この表は、国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。))の結果によつて、更正することを例とする。」とされていたが、今回の改正により、公職選挙法の本則に規定されている。これは、従来、別表第二の末尾にそのような規定があつても、例えば、平成二十二年の大規模国勢調査時など、必ずしもブロック別定数の再配分が行われなかつたという経緯がある中、今回、調査会答申においては、「各ブロックへの議席配分の見直しは、十年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。」(前記答申3(2)③)とされ、十年ごとの定数再配分の実施を明確に求めているところであり、その実施を担保すること等が考慮されたものと考えられる。

なお、別表第二が、別表第一のように削除されず、ブロック名(選挙区名)が規定されたままになっているのは、調査会答申において「現行の十一ブロックを維持する。」(前記答申3(2)①)

とされたことを受けたものと考えられ、また、各ブロックの議員数が「第十三条第一項に規定する法律（改定法）で定める数」とされているのは、前記別表第一の取扱いと同様である。

3 平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勅告等

附 則

（平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勅告並びに法制上の措置）

第二条 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勅告を行うものとする。

前記一の衆議院議員選挙区画定審議会設置法第三条第二項の解説に述べたとおり、改正後の同法

規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、②第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）③より少ない都道府県のうち、④当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数⑤が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県 新方式小選挙区定数

一 ⑥前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

※ 丸番号及び傍線は筆者が付したものである。

平成二十七年国勢調査に基づき区割り改定を行うに当たって、各都道府県の定数を定める規定であるが、より実質的には、いわゆる「〇増六減」

本則の規定（第四条第一項）による審議会の勅告は、平成三十二年国勢調査に基づくものから行われることになるが、この附則第二条第一項において「（新選挙区画定審議会法）第四条の規定にかかわらず」とされており、平成二十七年国勢調査についても、附則第二条に規定するところに従って区割り改定案の作成及び勅告が行われることになる。

2 前項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 ①二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数とし、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の

の「六減」の都道府県を定める規定である。少々難解な規定であるので、条文を一定のまとまりごとに分割して、順を追って見ていきたい。なお、このように規定された趣旨については、前記一⑤⑥を参照されたい。

（傍線①について）

第二項の柱石に「新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず」とあることから、アダムズ方式の計算式を規定した同法第三条第二項の適用はないが、同項の規定の例によることとして、当該計算式を用いることとしている。従って、傍線①にいう「小選挙区の数」は、総定数二百八十九人を平成二十七年国勢調査に基づきアダムズ方式により配分した後の各都道府県の定数ということになる。

（傍線②について）

改正法による改正前の各都道府県の定数のことである。つまり、総定数二百九十五人を基にした現行定数である。

（傍線③について）

傍線①による定数が傍線②による定数より少ない都道府県、つまり、平成二十七年国勢調査に基

づきアダムス方式により配分した結果、減員となる都道府県のことである。なお、この減員となる都道府県は、既に述べているとおり、アダムス方式による計算の基準となる人口が「日本国民の人口」であることから、同人口に基づく計算により定まるものである。

〈傍線④について〉

傍線③による減員となる都道府県の平成二十七年国勢調査人口（日本国民の人口）を減員後の定数で割った議員一人当たり人口のことである。

〈傍線⑤について〉

「該当する都道府県」とは、傍線④による議員一人当たり人口を少ないものから順に並べたときに、上から六番目までにくる都道府県のことである。そして、その都道府県の定数は「新方式小選挙区定数」、つまり、アダムス方式により配分した定数とされているので「減後の定数」となり、よってこれらの都道府県が「〇増六減」の「六減」の都道府県となる。

〈傍線⑥について〉

傍線⑤による「六減」の都道府県以外の都道府県の定数については、「改正前小選挙区定数」つ

まり現行定数ということになる。

3 第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づき改定案の作成は、新選挙区画定審議会法案三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行われなければならない。

一 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。

イ 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であつて、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。

ロ 各小選挙区の平成三十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成二十二年国勢調査人口（平成二十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において

同じ。）が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であつて、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とすること。

各選挙区の人口が満たすべき基準を規定したものであるが、第三項第一号イについては、平成二十七年国勢調査人口（日本国民の人口）に基づいて、選挙区間の較差が二倍未満であることとされている。

同号ロについては、「平成三十二年見込人口」に基づいて、選挙区間の較差が二倍未満であることを基本とすることとされている。この基準に関しては、改正法案の国会審議において、「平成二十七年国勢調査に基づき、区割り改定案の作成については、将来見込人口を踏まえ、今回の平成三十二年大規模国勢調査に基づく見直しまでの五年間を通じて較差二倍未満となるように行うこと」としてあります。」と説明され、改正法案が司法（最高裁判決）の要請に応じているとするに当

たつての一つの要素とされている（前記一五③④参照）。

「平成三十二年見込人口」については、平成三十二年国勢調査人口から平成二十七年国勢調査人口への増減率を平成二十七年国勢調査人口（いずれも日本国民の人口）に乗じたものとされているが、人口の将来推計の手法が様々ある中で、かかる手法が明文で規定されたのは、審議会における区割り改定の円滑な審議のために、その前提となる人口概念について、一定の合理性ある何らかの概念を予め明確にしておく必要があると考えられたからであろう。

また、同号ロにおいては、同号イと異なり、「（選挙区間の較差が）二倍未満であることを基本とすること」とされているが、これは、平成二十七年国勢調査人口は現下の実人口であり、較差二倍未満であることを厳密に求めるべきであるが（同号イ）、平成三十二年見込人口はあくまで計算上の数字であるところ、「基本」とあるので基本的に基準に適合させるべきものと考えられるが、個別のケースを見ていく中で、選挙区の安定性等との関係で適当でない場合もあることが考慮され

たものと考えられる。

- 二 小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。
- イ 前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区
- ロ 前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区
- ハ 前号の基準に適合しない小選挙区
- ニ ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

区割り改定の対象となる選挙区の類型を列挙したものであるが、第三項第二号イは、平成二十七

同号の規定よりは、平成二十四年の緊急是正法の附則第三条第二項第二号の規定よりと類似しているが、同号柱書の前段では「次に掲げるものについてのみ行うこと」とされていたのに対し、今回の改正法では「次に掲げるものについて行うことを基本とすること」とされている。「基本」とあるので基本的に列挙された選挙区に限定して区割り改定を行うべきものと考えられるが、個別のケースを見ていく中で、列挙された選挙区以外の選挙区の区割り改定を行う余地を残しているものと考えられる。いずれにせよ、この点の運用については、今後の審議会における具体の議論に委ねられているものと考えられる。

- 4 新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。
- 5 政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条

年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口がそれぞれ最小となる都道府県内の選挙区のことである。仮に平成二十七年国勢調査人口の速報値（総人口）で見ると、鳥取県内の選挙区ということになる。同号柱書の後段に「イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る」として人口の均衡を図るとあるが、人口最小都道府県の選挙区の人口を区割り改定により底上げして、選挙区間較差が二倍未満かどうかを判定するための人口を算出する基準となる人口最小選挙区を設定する趣旨である。

同号ロは、「〇増六減」の「六減」となる都道府県内の選挙区のことである。当該都道府県においては、選挙区の数が一つ減ることになるため、区割り改定が必要となる。

同号ハは、較差二倍未満の基準を満たさない選挙区、つまり同号イにおいて設定された人口最小選挙区の人口の二倍以上又は当該人口未満となる選挙区のことである。

同号ニは、同号ハの選挙区の人口を、人口最小選挙区の人口の二倍未満又は当該人口以上とするために、人口を増減させるべき隣接選挙区等のことである。

の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

第四項について、「この法律の施行の日から一年以内」とは、改正法の施行日が平成二十八年五月二十七日であるので、平成二十九年五月二十七日までの間ということになる。

- (新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数)
- 第三条 新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区（以下この条において「比例選挙区」という。）の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。
- 一 百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項後段の規定の例により得られる議員数（以下

この号において「新方式比例定数」という)が、旧公職選挙法列表第二に規定する各選挙区の議員数(次号において「改正前比例定数」という)より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位から第四順位までに該当する比例選挙区 新方式比例定数

一 前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区
改正前比例定数

比例代表選挙について、平成二十七年国勢調査に基づき各ブロックの定数を定める規定であるが、より実質的には、いわゆる「〇増四減」の「四減」のブロックを定める規定である。規定の構造については、小選挙区選挙についての附則第二条第二項と概ね同様であるので、同項の解説を参考にされたい。なお、ここでも「日本国民の人口」が用いられている。

る国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとされた(改正法附則第五条)。

本見直し条項については、調査会答申の内容(前記答申4参照)を踏まえて置いたものである旨、自公案提出者から答弁されている(平成二十八年四月二十二日の衆議院本会議における塩谷立議員(自民)への細田博之議員(自民)の答弁等)。

4 施行期日等

(1) 施行期日

改正法は、公布の日(平成二十八年五月二十七日)から施行するものとされた。ただし、公職選挙法の一部改正に係る規定は、改正後の公職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行の日(以下「一部施行日」という)から施行するものとされた(改正法附則第一委)。

(2) 適用区分

改正後の公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下「一部施行日以後の初回の総選挙」という)から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例によるものとされた(改正法附則第四委)。

(3) 見直し条項

改正法の施行後においても、全国民を代表す



る(自民)

アム(自民) 塩谷立議員(自民) 細田博之議員(自民)

衆議院選挙制度に関する調査会答申

平成28年1月

平成28年1月14日

衆議院議長

大島理森殿

衆議院選挙制度に関し、別紙のとおり答申いたします。

衆議院選挙制度に関する調査会

座長	佐々木	毅
座長代理	曾根	教
委員	曾根	毅
同	荒木	子
同	岩崎	眞
同	大石	実
同	加藤	子
同	萱野	人
同	櫻井	子
同	佐藤	文
同	並木	宗
同	平井	治
同	堀籠	男
同	山田	男

本調査会は、平成 26 年 9 月 11 日に諮問のあった下記の事項について、調査・検討し、以下の結論を得たので答申する。

- 諮問事項
- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
 - 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
 - 3 一票の較差を是正する方途
 - 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

答 申

1. 衆議院議員の選挙制度の在り方

現行の小選挙区比例代表並立制を維持する。

ただし、制度の信頼性を確保するため、人口動態に合わせて、選挙区間の一票の較差、選挙区の区割りなどを定期的に見直す仕組みとする必要がある。その点からして、較差是正は喫緊の最重要課題である。

2. 定数削減

(1) 現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。

(2) 一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。

(3) このことから、削減案を求められるとするならば、以下の案が考えられる。

① 衆議院議員の定数を 10 人削減して 465 人とする。

② 小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を 6 人削減して 289 人とし、比例代表選挙の定数を 4 人削減して 176 人とする。

3. 一票の較差是正

(1) 小選挙区選挙

① 選挙区間の一票の較差を 2 倍未満とする。

② 小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。

③ 都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、(ア) 比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、(イ) 選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、(ウ) 都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、(エ) 一定程度将

来にわたっても有効に機能しうる方式であること、とする。

- ④ この諸条件に照らして検討した結果、都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式（いわゆるアダムズ方式）により行うこととし、各都道府県の議席は、その人口を当該数値（除数）で除した商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数とする。
- ⑤ 都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。
- ⑥ 大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差2倍以上の選挙区が生じたときは、衆議院議員選挙区画定審議会は、各選挙区間の較差が2倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとする。なお、この見直しについては、本来の選挙区の区画の見直しが10年ごとに行われることを踏まえ、必要最小限のものとし、都道府県への議席配分の変更は行わない。

（2）比例代表選挙

- ① 現行の11ブロックを維持する。
- ② 各ブロックへの議席配分は、いわゆるアダムズ方式により行う。
- ③ 各ブロックへの議席配分の見直しは、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。

4. 現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方

選挙制度は、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していくべきものである。

憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「全国民を代表する」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。

1. 衆議院議員の選挙制度の在り方

現行の小選挙区比例代表並立制を維持する。

ただし、制度の信頼性を確保するため、人口動態に合わせて、選挙区間の一票の較差、選挙区の区割りなどを定期的に見直す仕組みとする必要がある。その点からして、較差是正は喫緊の最重要課題である。

(結論に至った経緯・理由)

- 現行の小選挙区比例代表並立制は、民意の集約による政権選択機能と多様な民意の反映機能という、二つの機能の実現をその基本理念としている。
- 本調査会による各党ヒアリングにおいて、日本共産党、社会民主党及び新党改革は抜本的制度変更を主張したが、自由民主党、民主党、公明党、維新の党、次世代の党及び生活の党と山本太郎となかまたちからは現行制度を維持（当面の維持を含む）することを前提として定数削減や一票の較差是正についての意見が述べられた。
- このように多くの政党において現行制度の基本理念はなお共有されており、また国民世論においても衆議院の選挙制度について抜本的改革を望む声が多いとはいえない。
- 現行制度の運用についていくつかの問題点が指摘されていることは事実であるが、新たな制度の導入を検討せざるを得ないほど深刻な事態にあるとは考えられない。
- したがって、本調査会としては、ようやく国民の間に定着した現行制度の信頼性を確保するため、客観性のある制度の運用原則を定めるとともに、とくに小選挙区選挙については衆議院議員選挙区画定審議会という独自の機関の機能を高めることによって、安定した透明性のある制度運営に努めるのが適切であると考えます。
- なお、制度の根幹である二つの機能の確保のため、民意の集約機能と民意の反映機能とのバランスには今後とも十分な配慮が必要である。

2. 定数削減

- (1) 現行の衆議院議員の定数は、国際比較や過去の経緯などからすると多いとは言えず、これを削減する積極的な理由や理論的根拠は見出し難い。
- (2) 一方、衆議院議員の定数削減は多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。
- (3) このことから、削減案を求められるとするならば、以下の案が考えられる。
 - ① 衆議院議員の定数を 10 人削減して 465 人とする。
 - ② 小選挙区選挙と比例代表選挙のそれぞれの定数は、小選挙区選挙の定数を 6 人削減して 289 人とし、比例代表選挙の定数を 4 人削減して 176 人とする。

(結論に至った経緯・理由)

- 衆議院議員の定数を何人とするかについて、絶対的基準があるわけではない。歴史的経緯、政治体制、統治構造、選挙制度や国会運営など様々な要素に基づき決定されることとなる。
- 衆議院議員の定数は、現在、人口約 1 億 2730 万人で 475 人（議員 1 人当たり人口・約 26 万 8 千人）であり、総人口との関係でみると、諸外国の議会に比べて多いとは言えない。例えば、イギリスは人口約 6390 万人で庶民院の議員定数は 650 人（議員 1 人当たり人口・約 9 万 8 千人）、イタリアは人口約 6023 万人で代議院の議員定数は 630 人（議員 1 人当たり人口・約 9 万 6 千人）、フランスは人口約 6379 万人で国民議会の議員定数は 577 人（議員 1 人当たり人口・約 11 万 1 千人）となっている。なお、連邦制の場合、単一国と同列に論じることができないが、ドイツは人口約 8065 万人で連邦議会の議員定数は 598 人（現議員数は 631 人、議員定数 1 人当たり人口・約 13 万 5 千人）、カナダは人口約 3520 万人で庶民院の議員定数は 338 人（議員 1 人当たり人口・約 10 万 4 千人）である。
- また、我が国において、大正 14 年に男子による普通選挙が実現して以降、衆議院議員の定数は、これまで 466 人から 512 人までの間で推移しており（大正 14 年国勢調査における総人口は約 6 千万人）、昭和 46 年（沖縄の復帰に伴う公職選挙法本則定数の改正）から現行の小選挙区比例代表並立制が導入されるまでの本則定数は 471 人であった（昭和 45 年国勢調査に

おける総人口は約1億400万人)。

- 小選挙区比例代表並立制の下では、小選挙区選挙と比例代表選挙は別々に行われるものであり、小選挙区選挙及び比例代表選挙がそれぞれの意義をもち、有効に機能するためには、相応の定数が必要とされる。
- 小選挙区選挙において、都道府県を単位に議席配分することを前提として大幅に定数を削減すると、都道府県間の一票の較差、ひいては選挙区間の一票の較差の縮小は難しくなる。定数の大幅削減と議席の比例配分及び較差の最小化という要請を同時に達成することは困難である。
- 議員数を考えるに際しては、議席は有権者にとっては選ぶ権利であるという視点、また、有為な人材を集めることによる国民の代表議会としての国会の機能強化、行政府との緊張関係の維持、各種委員会の機能の充実などの諸要素を考慮する必要がある。
- 以上のような観点からすると、衆議院議員の定数を削減する積極的理由や理論的根拠は見出し難く、現行定数より大幅に定数を削減することは適当であるとはいえない。
- しかしながら、定数の削減は、ヒアリングを実施した政党のうち日本共産党及び社会民主党を除くすべての政党の選挙公約であり、多くの政党の選挙公約は、いわば公党の国民との約束として、できる限り尊重されなければならない。
- 以上の諸点を総合的に勘案し、もし削減案を求められるとするならば、衆議院議員の定数は、10人削減して465人とする案が考えられる。これは、大正14年に男子による普通選挙が実現して以降、最も少ない数となる。
- その場合、小選挙区選挙と比例代表選挙の定数については、現行制度発足時の両者の定数の割合(300人対200人)により削減することとし、小選挙区選挙の定数を6人削減して289人、比例代表選挙の定数を4人削減して176人とするのが適当である。

3. 一票の較差是正

(1) 小選挙区選挙

- ① 選挙区間の一票の較差を2倍未満とする。
- ② 小選挙区選挙の定数を、各都道府県に人口に比例して配分する。
- ③ 都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、(ア)比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、(イ)選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、(ウ)都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、(エ)一定程度将来にわたっても有効に機能しうる方式であること、とする。
- ④ この諸条件に照らして検討した結果、都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致する方式(いわゆるアダムズ方式)により行うこととし、各都道府県の議席は、その人口を当該数値(除数)で除した商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数とする。
- ⑤ 都道府県への議席配分の見直しは、制度の安定性を勘案し、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。
- ⑥ 大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差2倍以上の選挙区が生じたときは、衆議院議員選挙区画定審議会は、各選挙区間の較差が2倍未満となるように関係選挙区の区画の見直しを行うものとする。なお、この見直しについては、本来の選挙区の区画の見直しが10年ごとに行われることを踏まえ、必要最小限のものとし、都道府県への議席配分の変更は行わない。

(2) 比例代表選挙

- ① 現行の11ブロックを維持する。
- ② 各ブロックへの議席配分は、いわゆるアダムズ方式により行う。
- ③ 各ブロックへの議席配分の見直しは、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。

(結論に至った経緯・理由)

(1) 小選挙区選挙

- ・ 最高裁判所判決により求められていることは、①選挙区間の一票の較差を

2倍未満に収めること、②比例性のある配分方式に基づいて都道府県に議席配分すること、である。

- 小選挙区選挙における都道府県への議席配分ルールについては、従来、衆議院議員選挙区画定審議会設置法旧第3条第2項に定められていたが、平成23年の最高裁判決において、1人別枠方式が、選挙区間の投票価値の較差を生じさせる主要な要因であって、もはや合理性が失われたと指摘されたことから、同項は、平成24年の緊急是正法により削除された。同項で定められていた都道府県への議席配分ルールは、小選挙区選挙の定数のうち47人をまず各都道府県に1人ずつ均等配分し、残余の定数を人口に比例して各都道府県に配分するというものであった。なお、この残余の定数の各都道府県への比例配分の方式には、ヘア式最大剰余法が用いられていた。
- 小選挙区選挙が安定的に運営されるためには、緊急是正法により削除された同法旧第3条第2項に代わる新たな議席配分ルールを設ける必要がある。
- 本調査会においては、同法旧第3条第2項に代わる新たな議席配分ルールの検討に当たり、その基本原則として、①都道府県を配分単位とすること（現行どおり）、②都道府県への配分は、比例性のある配分方式に基づくこと（最高裁判決により求められていること）、③配分の見直しは、10年ごとの大規模国勢調査によること（現行どおり）、④配分は、有権者数ではなく人口を基準とすること（現行どおり）、を確認した。
- 都道府県への議席配分方式については、満たすべき条件として、①比例性のある配分方式に基づいて都道府県に配分すること、②選挙区間の一票の較差を小さくするために、都道府県間の一票の較差をできるだけ小さくすること、③都道府県の配分議席の増減変動が小さいこと、④一定程度将来にわたっても有効に機能しうる方式であること、を確認した。
- 具体的な配分方式については、諸外国において同種の問題の議論において検討されてきた9方式（基数方式が2つ、除数方式が7つ）について、それぞれの妥当性を詳細に検討するとともに、長期的な展望のもとに試算を

行った。

- この9方式は、自由な民主主義諸国において、議員定数の配分あるいは比例代表選挙における当選人の配分のために考案されたものの代表例であって、いずれも人口や得票数に比例して配分するという点では同じであるが、そこに違いが出てくるのは、小数点以下の端数の処理方法が少しずつ異なっているからである。
- そもそも議員定数という限られた数値を、様々な人口規模をもつ47都道府県に配分するとすれば、必然的に小数点以下の端数が生じる。そこで、この小数点以下の端数をどう処理するか、すなわち、それを切り上げるか切り捨てるか、切り上げるあるいは切り捨てるとすればその境界をどこに求めるか、という問題が残るが、この点についての考え方の違いによって、先に言及した9方式が生じることになる。
- 例えば、一般に除数方式の代表例として挙げられるのは、ドント方式、サンラグ方式、アダムズ方式であるが、ドント方式は小数点以下の端数を一律に切り捨て、サンラグ方式は四捨五入で切り上げ、アダムズ方式は一律に切り上げるものである。
- また、他の除数方式のうち修正サンラグ方式は、サンラグ方式の切り上げ切り捨ての境界値である四捨五入、すなわち0.5を、最初の切り上げのみ0.7とするものであり、デンマーク方式は、切り上げ切り捨ての境界値を3分の1とするものである。さらに、ヒル方式（アメリカ連邦議会の下院で採用）は幾何平均により、ディーン方式は調和平均により切り上げ切り捨てを行い、それぞれの議員1人当たり人口と除数との比ないし差を最小としようとするものである。
- 次に、一般に基数方式の代表例として知られ、我が国でも従来から用いられているヘア式最大剰余法は、小数点以下の数値が大きい順に定数に達するまで切り上げていく方式であり、同じく基数方式であるラウンズ方式は、それぞれの商の整数で議員1人当たり人口を算出し、その大きい順に定数に達するまで切り上げていく方式である。
- 本調査会としては、このような9方式についての試算を踏まえ、前記の諸

条件に照らして検討した結果、ラウンズ方式（基数方式）とアダムズ方式（除数方式）が望ましい方式であるとの意見の集約が行われた。

- この2つの方式のうち、ラウンズ方式については、分かり易いという利点がある一方で、アラバマのパラドックス（総議席が増えると割当議席が減少する地域が生ずること）や人口のパラドックス（人口が増えたのに割当議席が減少する地域が生ずること）などの基数方式に共通する、説明の困難な逆転現象が生じる可能性がある。他方、アダムズ方式については、小数点以下の端数を一律に切り上げることから、これをあらかじめ各都道府県に定数1人を配分する方式であるとして最高裁判決が不合理性を指摘した1人別枠方式と同様との意見があるものの、前記の諸条件に照らして総合的に検討した結果、最終的にアダムズ方式がより望ましいとの結論を得た。
- アダムズ方式による都道府県への議席配分は、各都道府県の人口を一定の数値で除し、それぞれの商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数の合計数が小選挙区選挙の定数と一致するように行うものであり、各都道府県の配分議席は、その人口を当該数値（除数）で除した商の整数に小数点以下を切り上げて得られた数となる。
- アダムズ方式は、フランスで国民議会の各県への議席配分に採用されており、また、カナダでは、アダムズ方式を基本として一定の修正を加えた方式により庶民院の各州への議席配分が行われている。
- なお、本調査会による各党ヒアリングにおいて民主党から示された案（野党5党B案）は、小選挙区選挙の定数を280人、除数を50万人として、各都道府県に人口50万人ごとに議席1を配分し、50万人に満たない残余についても切り上げて議席1を配分する案であり、アダムズ方式と軌を一にするものである。
- 都道府県への議席配分は、第1段階であり、一票の較差是正を検討するに当たっての通過点に過ぎない。憲法上問題とされてきた一票の較差は選挙区間の較差であり、これは、衆議院議員選挙区画定審議会が作成する選挙区の改定案に基づく具体的な選挙区画によって左右されることになる。

- このため、同審議会が作成する選挙区の改定案では、各選挙区間の較差を2倍未満とするのは当然として、次の選挙区の改定時期である大規模国勢調査までの10年間にわたり、較差2倍未満が維持されることが期待される。
- しかしながら、先に指摘したように、較差2倍以上の選挙区の存在は認められないとの立場を堅持するとすれば、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査の結果、較差2倍以上となる選挙区が生じたときは、選挙区の改定を10年ごとに行う原則に対する例外として、同審議会に較差2倍以上の解消のための改定案の作成を義務づけるよう定めることが適当である。
- この簡易国勢調査の結果に基づく例外的な選挙区の区画の見直しについては、選挙区の安定性を見地から本来は10年ごとに見直しが見直しが実施されることを踏まえ、必要最小限の範囲で行うこととし、都道府県への議席配分の変更は行わないとともに、較差2倍未満を達成するために必要な関係選挙区のみを見直しにとどめることが適当である。

(2) 比例代表選挙

- 比例代表選挙の地域区分については、現在の11ブロックが国民の間に定着している現状に鑑み、現行の11ブロックを維持することが適当である。
- 比例代表選挙における議席数の各ブロックへの配分方式については、将来的な人口変動を考慮しても変化が穏やかになると見込まれること、アラバマのパラドックスなどの逆転現象を避けうることなどから、小選挙区選挙における都道府県への議席配分方式の見直しと同様に、これまでのヘア式最大剰余法による配分を改め、いわゆるアダムズ方式による配分に変更することが適当である。
- 各ブロックへの議席配分の見直しは、小選挙区選挙における都道府県への議席配分の見直しと同様に、10年ごとに行われる大規模国勢調査の結果による人口に基づき行う。

4. 現行憲法下での衆参両議院選挙制度の在り方

選挙制度は、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的を具現化するために適切な制度を実現するよう、不断に見直していくべきものである。

憲法の定める二院制の下において、衆参両議院にはそれぞれ期待される役割や機能があり、今後も、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を念頭に、「国権の最高機関」としての国会の在り方や「全国民を代表する」議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方を、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に考えていくべきである。

(結論に至った経緯・理由)

- 本調査会においては、衆議院の選挙制度について、衆議院議長からの具体的な諮問事項である衆議院議員の定数削減と選挙における一票の較差の是正という問題を中心に、これまで述べたような総合的視点に立って精力的に調査・検討を進めてきた。
- もとより、選挙制度の在り方は、代表民主制の根幹にかかわるものであって、国政の運用に重大な影響を及ぼす。衆議院の選挙制度をめぐる問題は、本調査会において検討した議員定数と一票の較差のそれに尽きるものではなく、選挙人・被選挙人の資格から、立候補制度、代表方法又は選出方法、選挙区の区分と画定、投票方式、選挙争訟の在り方などにいたるまで、多岐にわたり慎重な検討を要する多くの事項を含んでいる。それは、民意の集約と反映を基本とし、その間の適正なバランスに配慮しつつ、不断に見直していくべきものであり、先に与野党の合意の下に成立した公職選挙法の改正により、いわゆる18歳選挙権が実現したことも、その一環である。本調査会が調査・検討した事項は、そのような不断の選挙制度の見直しという大きな課題の一部にすぎない。
- 他方、現行憲法の定める二院制（両院制）をどのように位置づけ、評価するかについては、両議院の権限関係や現行の類似した選挙制度を含め、いろいろな見解がありうるところである。しかし、その下において、衆議院

と参議院にはそれぞれの役割や機能を果たすことが期待されていることは異論のないところであり、それに相応しい「公正かつ効果的な代表という目的を実現するために適切な選挙制度」（最高裁判例）を構築することを国会は求められている。

- 今日、日本の社会は、人口動態を含め少子高齢化やグローバル化などの要因により大きな変動期に入っている。こうした中で、国会には、「国権の最高機関」として、種々の重要な政策課題に対する基本的な道筋を示すことが求められており、将来における我が国の代表民主制のあるべき姿を展望し、「国権の最高機関」としての国会の権限・手続や「全国民を代表する」議員を選出するための国会両議院の望ましい選挙制度の在り方について、広く国民の意見を踏まえ、明治以来長い歴史とともに発展してきた我が国民主政治における意思決定過程の制度と運用を見据えて、国会として継続的に十分に議論されることを、国民は強く期待している。
- 衆議院においては、すでに述べたような選挙制度の重要性に鑑み、現行の公職選挙法の制定以来これまで幾度も議員定数、選挙区、選出方法などについて様々な制度改革を検討し、実現して来られた。本調査会の調査・検討も、その基礎の上に初めて可能となったものであるが、およそ政治制度には完全ということはないのであるから、本調査会としては、二院制（両院制）の在り方や衆議院の権限・手続などの問題を含め、引き続き弛みなく選挙制度の検討を進められることを望むものである。

参 考 資 料

- 1 「衆議院選挙制度に関する調査会」について(平成26年6月19日 議院運営委員会)
- 2 「衆議院選挙制度に関する調査会」経過
- 3 主要国の国会議員(下院)1人当たり人口
- 4 国勢調査人口と衆議院議員定数の推移
- 5 各方式による都道府県への議席配分試算
- 6 比例代表の各ブロックへの議席配分試算(ヘア式最大剰余法・アダムズ方式)

1 「衆議院選挙制度に関する調査会」について(平成26年6月19日議院運営委員会)

平成26年6月19日
議院運営委員会

「衆議院選挙制度に関する調査会」について

一、調査会の設置

衆議院に、衆議院選挙制度に関する調査・検討等を行うため、有識者による議長の諮問機関を置く。

二、構成

- 1 調査会は、委員15名程度をもって組織する。
- 2 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、議長がこれを委嘱する。

三、諮問事項

- 1 現行制度を含めた選挙制度の評価（長短所、理想論と実現性）
- 2 各党の総選挙公約にある衆議院議員定数削減の処理
- 3 一票の較差を是正する方途
- 4 現行憲法の下での衆参議院選挙制度の在り方の問題点

四、運営

議院運営委員長はオブザーバーとして陪席し、各会派の代表は求めに応じて出席し、参考意見を述べることができる。

五、答申

- 1 調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を集約し議長に答申する。
- 2 各会派は、調査会の答申を尊重するものとする。
- 3 答申の時期については、現議員の任期を念頭に、立法作業や周知期間を考え答申願う（従って、答申が累次のものとなることも予想される）。

2 「衆議院選挙制度に関する調査会」経過

〈平成26年〉

- | | | |
|------------|-----|-----------------|
| 9. 11 (木) | 第1回 | 「座長の互選等」 |
| 10. 9 (木) | 第2回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |
| 10. 20 (月) | 第3回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |
| 11. 20 (木) | 第4回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |

〈平成27年〉

- | | | |
|------------|------|----------------------------------|
| 2. 9 (月) | 第5回 | 「衆議院小選挙区の一票の較差」 |
| 3. 3 (火) | 第6回 | 「各選挙制度の利害得失、
各党の選挙公約」 |
| 3. 25 (水) | 第7回 | 「各党からの意見聴取」
(自民、民主、維新、公明) |
| 4. 8 (水) | 第8回 | 「各党からの意見聴取」
(共産、次世代、生活、社民、改革) |
| 5. 20 (水) | 第9回 | 「各党の意見、衆院選一票の較差訴訟
高裁判決のまとめ」 |
| 6. 15 (月) | 第10回 | 「小選挙区比例代表並立制の検証」 |
| 7. 13 (月) | 第11回 | 「小選挙区比例代表並立制の検証」 |
| 9. 30 (水) | 第12回 | 「論点整理」 |
| 10. 19 (月) | 第13回 | 「論点整理」 |
| 11. 19 (木) | 第14回 | 「答申素案討議」 |
| 12. 7 (月) | 第15回 | 「衆院選一票の較差訴訟最高裁判決、
各党からの意見聴取」 |
| 12. 16 (水) | 第16回 | 「答申案討議」 |

〈平成28年〉

- | | | |
|-----------|------|--------------|
| 1. 14 (木) | 第17回 | 「答申決定、議長へ提出」 |
|-----------|------|--------------|

3 主要国の国会議員（下院）1人当たり人口

国名	人口 (単位：千人)	下院		上院(参考)	
		議員定数 (単位：人)	議員1人 当たり人口 (単位：千人)	議員数等	備考
日本	127,298	475	268	定数 242	直接選挙
イギリス	63,896	650	98	(定数なし) 822	非公選制(聖職貴族、世襲貴族、任命による一代貴族により構成)
イタリア	60,234	630	96	定数 315	直接選挙 (別に終身議員あり)
フランス	63,794	577	111	定数 348	下院議員、地方議会議員等を選挙人団とする間接選挙
ドイツ	80,652	598	135	(票数) 現在 69	州政府が各州に割り当てられた票数と同数の州政府構成員を議員に任命
カナダ	35,158	338	104	定数 105	首相の助言に基づき総督が任命
アメリカ	313,914	435	722	定数 100	直接選挙

(注1) 人口は、総務省統計局『世界の統計2015』の年央推計人口(2013年)(日本は10月1日現在、イギリスは1月1日現在)による。

ただし、アメリカは、2013年年央推計人口が未記載のため2012年の数値による。

(注2) 議員1人当たり人口は、表示単位未満を四捨五入している。

(注3) ドイツ下院の現議員数は631人(超過議席・調整議席を含む)。

(注4) イギリスの上院議員数は2015年12月現在の数。

4 国勢調査人口と衆議院議員定数の推移

国勢調査年 (注1)	国勢調査人口 (単位：人) (注1)	国勢調査時点の 衆議院議員定数 (単位：人)	国勢調査時点の 議員1人当たり人口 (単位：人)	備 考
明治22(1889)	39,473,000	300	131,577	明治22年 衆議院議員選挙法制定、25歳以上男子制限選挙(納税要件：直接国税15円以上)
明治23(1890)	39,902,000	300	133,007	
明治28(1895)	41,557,000	300	138,523	
明治33(1900)	43,847,000	369	118,827	明治33年 定数69増、納税要件緩和(直接国税10円以上)
明治38(1905)	46,620,000	381	122,362	明治35年 定数12増
明治43(1910)	49,184,000	381	129,092	
大正4(1915)	52,752,000	381	138,457	
大正9(1920)	55,963,053	464	120,610	大正8年 定数83増、納税要件緩和(直接国税3円以上)
大正14(1925)	59,736,822	466	128,191	大正14年 男子普通選挙
昭和5(1930)	64,450,005	466	138,305	
昭和10(1935)	69,254,148	466	148,614	
昭和15(1940)	73,114,308	466	156,898	
昭和22(1947)	78,101,473 (注2)	466	167,600	昭和20年 20歳以上完全普通選挙(婦人参政権)
昭和25(1950)	84,114,574	466	180,503	昭和25年 公職選挙法制定
昭和30(1955)	90,076,594	467 (本則定数466 その他 1)	192,883	昭和28年 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律による1増
昭和35(1960)	94,301,623	467 (本則定数466 その他 1)	201,931	
昭和40(1965)	99,209,137	486 (本則定数466 附則定数 20)	204,134	昭和39年 定数は正19増及び奄美復帰法による定数1を公選法附則に規定(附則定数20)
昭和45(1970)	104,665,171	491 (本則定数466 附則定数 20 その他 5)	213,167	昭和45年 沖縄住民の国政参加特別措置法による定数5増
昭和50(1975)	111,939,643	511 (本則定数471 附則定数 40)	219,060	昭和46年 沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律による公選法本則定数の改正
昭和55(1980)	117,060,396	511 (本則定数471 附則定数 40)	229,081	
昭和60(1985)	121,048,923	511 (本則定数471 附則定数 40)	236,886	
平成2(1990)	123,611,167	512 (本則定数471 附則定数 41)	241,428	昭和61年 定数は正1増(8増7減)(注3)
平成7(1995)	125,570,246	500	251,140	平成6年 小選挙区比例代表並立制 小選挙区300 比例代表200
平成12(2000)	126,925,843	480	264,429	平成12年 比例代表20減 小選挙区300 比例代表180
平成17(2005)	127,767,994	480	266,183	
平成22(2010)	128,057,352	480 475	266,786 269,594	平成24年 緊急是正法による0増5減 小選挙区295 比例代表180

- (注1) 第1回国勢調査は大正9年(1920年)に実施された。それ以前については、国勢調査人口に代えて、昭和5年に内閣統計局(現 総務省統計局)が公表した人口数(本籍人口を基に推計した1月1日現在の人口)を用いた。
- (注2) 昭和22年の国勢調査は、同年10月1日現在の臨時調査として実施。同年の国勢調査人口には、沖縄県は含まれていない。
- (注3) 平成4年に定数は正1減(9増10減)が行われ、定数は511(本則定数471、附則定数40)となった。

5 各方式による都道府県への議席配分試算

定数289

	基数方式		除数方式							
	ヘア式 最大剰余法	ラウンズ 方式	ドント 方式	サンラグ 方式	修正 サンラグ 方式	ヒル方式	ディーン 方式	デンマーク 方式	アダムズ 方式	
平成22年 国勢調査人口	現行からの増減	14増20減	10増16減	24増30減	14増20減	14増20減	13増19減	12増18減	12増18減	7増13減
	増加団体	8	6	10	8	8	7	7	7	5
	減少団体	20	16	30	20	20	19	18	18	13
	不変団体	19	25	7	19	19	21	22	22	29
	最大較差	1.641	1.682	1.973	1.641	1.641	1.641	1.641	1.641	1.621
	最大	鳥取県	茨城県	福井県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	愛媛県
	最小	鳥根県	鳥取県	広島県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥取県
	定数1団体	1	0	5	1	1	1	1	1	0
	LH指標	2.225	2.736	3.988	2.225	2.225	2.235	2.320	2.320	3.301
	平成32年 将来推計人口	現行からの増減	17増23減	14増20減	26増32減	17増23減	17増23減	17増23減	16増22減	14増20減
増加団体		8	6	10	8	8	8	8	7	5
減少団体		23	20	32	23	23	23	22	20	15
不変団体		16	21	5	16	16	16	17	20	27
最大較差		1.661	1.762	1.916	1.661	1.661	1.661	1.661	1.661	1.720
最大		鳥取県	秋田県	福井県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	鳥取県	福島県
最小		鳥根県	鳥取県	神奈川県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥取県
定数1団体		1	0	5	1	1	1	1	1	0
LH指標		2.173	2.464	3.567	2.173	2.173	2.177	2.220	2.463	3.623
平成42年 将来推計人口		現行からの増減	20増26減	15増21減	28増34減	20増26減	20増26減	19増25減	18増24減	17増23減
	増加団体	8	6	9	8	8	7	6	7	5
	減少団体	26	21	31	26	26	25	24	23	18
	不変団体	13	20	7	13	13	15	17	17	24
	最大較差	1.911	1.820	1.891	1.911	1.911	1.685	1.681	1.681	1.769
	最大	鳥根県	栃木県	福井県	鳥根県	鳥根県	宮崎県	鳥取県	鳥取県	岡山県
	最小	高知県	鳥取県	長野県	高知県	高知県	鳥根県	鳥根県	鳥根県	鳥取県
	定数1団体	2	0	5	2	2	1	1	1	0
	LH指標	2.106	2.967	3.574	2.106	2.106	2.159	2.240	2.488	3.491

(注1) 将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。

(注2) 基数方式は、各団体の人口を一定の数値(全国の議員1人当たり人口)で除して得た数値に基づいて議員定数の配分を行う方式。代表的なものとして、ヘア式最大剰余法(商の小数点以下の数値が大きい順に定数に達するまで切り上げる方式)、ラウンズ方式(商の整数部分配分時の議員1人当たり人口の大きい順に定数に達するまで切り上げる方式)がある。

(注3) 除数方式は、一定の数値(除数)で各団体の人口を除して得た商の数値を基礎として議員定数の配分を行う方式である。その商の数値の整数部分を除く小数点以下の数値の処理方法によって、ドント方式(一律に切り捨てる方式)、サンラグ方式(四捨五入で切り上げる方式)、ヒル方式(幾何平均を用いて切り上げる方式)、ディーン方式(調和平均を用いて切り上げる方式)、デンマーク方式(1/3で切り上げる方式)、アダムズ方式(一律に切り上げる方式)などがある。

(注4) LH指標(ルーズモア・ハンビー指標)は、定数の配分がどの程度人口に比例しているかを見るものである。指標の値は0から100の範囲をとり、0に近いほど配分された定数と人口との乖離が少ないことになる。

【アダムズ方式による都道府県への議席配分試算】

定数289

	現 行	平成22年国勢調査人口		平成32年将来推計人口		平成42年将来推計人口	
		配分数口	現行からの増減	配分数	現行からの増減	配分数	現行からの増減
北海道	12	12	0	12	0	11	-1
青森県	4	3	-1	3	-1	3	-1
岩手県	4	3	-1	3	-1	3	-1
宮城県	6	5	-1	5	-1	5	-1
秋田県	3	3	0	3	0	2	-1
山形県	3	3	0	3	0	3	0
福島県	5	5	0	4	-1	4	-1
茨城県	7	7	0	7	0	7	0
栃木県	5	5	0	5	0	5	0
群馬県	5	5	0	5	0	5	0
埼玉県	15	16	+1	16	+1	16	+1
千葉県	13	14	+1	14	+1	14	+1
東京都	25	28	+3	29	+4	30	+5
神奈川県	18	19	+1	20	+2	21	+3
新潟県	6	5	-1	5	-1	5	-1
富山県	3	3	0	3	0	3	0
石川県	3	3	0	3	0	3	0
福井県	2	2	0	2	0	2	0
山梨県	2	2	0	2	0	2	0
長野県	5	5	0	5	0	5	0
岐阜県	5	5	0	5	0	5	0
静岡県	8	8	0	8	0	8	0
愛知県	15	16	+1	16	+1	17	+2
三重県	5	4	-1	4	-1	4	-1
滋賀県	4	3	-1	4	0	4	0
京都府	6	6	0	6	0	6	0
大阪府	19	19	0	19	0	19	0
兵庫県	12	12	0	12	0	12	0
奈良県	4	3	-1	3	-1	3	-1
和歌山県	3	3	0	2	-1	2	-1
鳥取県	2	2	0	2	0	2	0
島根県	2	2	0	2	0	2	0
岡山県	5	5	0	4	-1	4	-1
広島県	7	6	-1	6	-1	6	-1
山口県	4	4	0	3	-1	3	-1
徳島県	2	2	0	2	0	2	0
香川県	3	3	0	3	0	2	-1
愛媛県	4	3	-1	3	-1	3	-1
高知県	2	2	0	2	0	2	0
福岡県	11	11	0	11	0	11	0
佐賀県	2	2	0	2	0	2	0
長崎県	4	3	-1	3	-1	3	-1
熊本県	5	4	-1	4	-1	4	-1
大分県	3	3	0	3	0	3	0
宮崎県	3	3	0	3	0	3	0
鹿児島県	5	4	-1	4	-1	4	-1
沖縄県	4	3	-1	4	0	4	0
全 国	295	289	-6	289	-6	289	-6

(注) 将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。

6 比例代表の各ブロックへの議席配分試算（ヘア式最大剰余法・アダムズ方式）

定数176

ブロック	現行	ヘア式最大剰余法						アダムズ方式					
		平成22年 国勢調査人口		平成32年 将来推計人口		平成42年 将来推計人口		平成22年 国勢調査人口		平成32年 将来推計人口		平成42年 将来推計人口	
		配分数	現行からの増減	配分数	現行からの増減	配分数	現行からの増減	配分数	現行からの増減	配分数	現行からの増減	配分数	現行からの増減
北海道	8	8	0	7	-1	7	-1	8	0	8	0	7	-1
東北	14	13	-1	12	-2	12	-2	13	-1	12	-2	12	-2
北関東	20	20	0	20	0	20	0	19	-1	19	-1	20	0
南関東	22	22	0	23	+1	23	+1	22	0	23	+1	23	+1
東京	17	18	+1	19	+2	19	+2	18	+1	19	+2	20	+3
北陸信越	11	10	-1	10	-1	10	-1	11	0	10	-1	10	-1
東海	21	21	0	21	0	21	0	20	-1	21	0	21	0
近畿	29	29	0	29	0	29	0	28	-1	28	-1	28	-1
中国	11	10	-1	10	-1	10	-1	11	0	10	-1	10	-1
四国	6	5	-1	5	-1	5	-1	6	0	6	0	5	-1
九州	21	20	-1	20	-1	20	-1	20	-1	20	-1	20	-1
全国	180	176	-4	176	-4	176	-4	176	-4	176	-4	176	-4

(注) 将来推計人口は、「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)による。